

第2期高知県デジタル化推進計画 (令和8年度版)

令和8年3月

高 知 県

目 次

第1	はじめに	1
第2	計画期間.....	2
第3	目指す社会像.....	2
第4	重点テーマ.....	2
第5	各分野のデジタル化推進の方向性.....	3
第6	生活のD X.....	5
1	あらゆる世代の健康や学びの向上.....	5
	(1) 健康・福祉・子育て.....	5
	(2) 教育.....	6
	(3) 文化芸術・スポーツ.....	9
2	住み続けられる中山間地域の実現.....	10
	(1) 中山間地域の課題解決.....	10
	(2) 防災.....	11
3	生活分野の主なデジタル人材の育成・確保策.....	12
第7	産業のD X.....	14
1	データ駆動型一次産業への転換.....	14
2	地場産業のさらなるデジタル化.....	16
	(1) 商工・観光等.....	16
	(2) 建設.....	17
3	デジタルイノベーションによる新産業の創出.....	18
4	産業分野の主なデジタル人材の育成・確保策.....	19
第8	行政のD X.....	21
1	県民との接点のさらなるデジタル化.....	21

(1) 行政手続きのオンライン化.....	21
(2) 住民との接点（フロントヤード）の改革.....	22
2 職員の働き方改革の推進.....	24
(1) 場所や紙にとらわれない働き方の推進.....	24
(2) 業務プロセスの抜本的な見直しと再構築.....	27
3 市町村のデジタル化の推進.....	37
(1) システムの標準化・共通化（自治体クラウド含む）.....	37
(2) 市町村の行政手続きのオンライン化.....	38
(3) デジタルツールの共同調達・共同利用.....	39
4 行政分野のデジタル人材の育成・確保.....	40
(1) 県庁におけるデジタル人材の育成・確保.....	40
(2) 市町村のデジタル人材の育成・確保の支援.....	43
第9 デジタル実装の基礎条件整備.....	44
1 情報通信インフラの整備.....	44
(1) 光ファイバなど高速ブロードバンドサービスの整備.....	44
(2) 携帯不感地域の解消.....	45
(3) 高度な通信技術の活用.....	46
2 デジタルデバイド対策の推進.....	47
3 マイナンバーカードの普及・活用の推進.....	48
第10 データ活用推進の基礎条件整備.....	50
1 情報資産等の適切な取扱い.....	50
2 ネットワークのセキュリティ.....	51
3 データ連携・利活用.....	52
第11 推進体制.....	55
第12 計画の位置付け.....	55

第1 はじめに

デジタル技術は、本県などの地方、特に中山間地域においてこそ必要かつ有効である。デジタル技術を積極的に活用することにより、暮らしの質を向上させ、地域で安心して暮らし続けられる地方を作り出していくことが可能となる。

本県では、令和2年3月に「高知県行政サービスデジタル化推進計画」を策定し、行政サービスのデジタル化の取組を推進してきた。

また、令和2年度末には、行政サービスに限らずあらゆる分野を対象としてデジタル化を推進するため、同計画を大幅に改定し、「高知県デジタル化推進計画」（以下「第1期計画」という。）へとバージョンアップを図った。

第1期計画の計画期間（令和2年4月から令和6年3月まで）においては、生活、産業、行政の3つの切り口で将来イメージを描き、毎年度、施策のバージョンアップを行い、あらゆる分野におけるデジタル化を推進してきた。

その結果、生活の面では、通信・医療機器を搭載したヘルスケアモビリティを活用したオンライン診療の推進や、中山間地域の小規模学校などにおいて、遠隔授業の実施校や配信科目の拡充を図るなど、デジタル技術を活用した生活インフラの整備が進んできた。

産業の面では、一次産業においては、I o P¹クラウド「SAWACHI（サワチ）」や森林クラウド「C l o w o o d（クラウド）」、情報発信システム「NABRAS（ナブラス）」の本格運用が開始された。また、商工業をはじめ、建設業や宿泊業など幅広い業種において事業者のデジタル化が進んできた。

行政の面では、電子申請や電子契約などを活用した、行政事務のオンライン化が進んできた。また、「県庁ワークスタイル変革プロジェクト」に取り組み、ペーパーレスでどこでも仕事ができる環境を整備するなど、職員の働き方の変革についても一定進んできた。

今後は、こうした各分野の成果を県内全体へ浸透させるとともに、新たな技術を活用しつつ、より大きな成果につながる先進的な取組を生み出

¹ IoP（Internet of Plants）とは、植物のインターネットのことであり、施設園芸の生産現場で天候の環境情報に加えて植物の生育情報（光合成、作物の成長）や収量、収穫時期や農作業などの情報を計測し、植物の情報の「見える化」を図る仕組みのこと。

していくことが必要である。また、それらを実現するためには、担い手となるデジタル人材の育成・確保にも取り組んでいく必要がある。

このような問題意識のもとで、令和6年3月に第1期計画を改定し、「第2期高知県デジタル化推進計画」を策定した。本計画に基づき、施策のバージョンアップを図りながら、「デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会」の実現を目指していく。

第2 計画期間

計画期間は、令和6年4月から令和10年3月までの4年間とする。

第3 目指す社会像

【本計画において目指す社会像】

デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会

(県民の誰もが、デジタル技術を難しく捉えずとも、最大限利用して、豊かさを享受できる社会)

本計画においては、第1期計画に引き続き、上述の社会像の実現に向けて、デジタル化の取組を推進していく。

第4 重点テーマ

【本計画における重点テーマ】 デジタルによる人口減少社会への挑戦

本県では、県政の最重要課題である人口減少への対応として、若者の人口、とりわけ女性の若年人口を増加させ、持続可能な人口構造への転換が必要であるとの考え方から、令和6年3月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「元気な未来創造戦略」に改称し、「若年人口の増加」、「婚姻数の増加」、「出生数の増加」の3つの観点から施策を抜本的に強化した。

また、若年人口の減少が顕著な中山間地域の持続的な発展に向けて、令和6年3月に、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を展開する「中山間地域再興ビジョン」を策定し、「若者を増やす」、「暮らしを支える」、「活力を生む」、「しごとを生み出す」の4つを柱として取組を進めることとしている。

これらの戦略等との整合性を図りながら取組を進めていくため、上述のテーマを、本計画期間における重点テーマに位置づけることとする。

第5 各分野のデジタル化推進の方向性

総人口の減少は当面避けられない状況であることから、元気な未来創造戦略においても、「人口減少に適応した持続可能な社会の実現を目指す」という新たな視点が加わった。

そのため、急速に進化するデジタル技術を徹底活用し、生活、産業、行政の3つの切り口でDXの取組を強化する。

【生活分野の強化のポイント】

○持続可能な地域と暮らしを支えるデジタル化を推進！

安心して暮らし続けることのできる環境を維持するため、地域の医療・介護・教育・防災の体制づくり、公共交通の利便性向上などのあらゆる取組において、デジタル技術の活用をより一層推進する。

(例)・オンライン診療の体制整備

- ・中山間におけるオンライン服薬指導の推進
- ・公共交通へのキャッシュレスサービスの導入
- ・公金納付のデジタル化
- ・県立中学・高等学校の入試での電子出願システムの導入 など

【産業分野の強化のポイント】

○デジタルを活用した働き方改革や担い手確保を推進！

所得向上や持続可能な産業への転換を実現するため、生産性の向上、若者・女性などの多様な人材が働きやすい環境の整備、担い手確保などの取組において、デジタル技術の活用をより一層推進する。

(例)・I o Pプロジェクトの推進

- ・スマート林業の推進
- ・高知マリンイノベーションの推進
- ・建設業のデジタル化の推進
- ・中小企業等のデジタル化促進
- ・デジタルマーケティングの活用
- ・イノベーション・新産業の創出 など

【行政分野の強化のポイント】

○質の高い行政サービスを提供し続けられるスマート自治体への転換を推進！

限られた職員で質の高い行政サービスを提供し続けるため、場所

にとらわれない働き方や定型的な業務の効率化を進め、職員が行政課題への対応や新しい政策の企画立案などの業務に注力できるスマート自治体への転換をより一層推進する。

(例) ・ 県庁ワークスタイル変革プロジェクトの推進

- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ 県庁におけるデジタルツールの利活用の拡大
- ・ 市町村DXに向けた人材支援
- ・ 教職員のテレワーク環境の整備
- ・ システムの共同調達・共同利用 など

第6 生活のDX

生活分野においては、遠隔教育や遠隔医療、ドローンを活用した物資の確保などにより、中山間地域においても、「都市部と遜色ない生活を送ることができる」といった将来イメージの実現に向け、特に、「元気な未来創造戦略」の政策1における「若者の定着につなげる」ことを意識し、取組を進めていく。

1 あらゆる世代の健康や学びの向上

(1) 健康・福祉・子育て

全国に先駆けて少子高齢化と人口減少が進行している本県では、健康・福祉・子育ての分野においても人手不足が深刻化するとともに、中山間地域が多いという地理的条件を克服するためにもデジタル技術を活用して効率的かつ効果的に、健康・福祉・子育て等のサービスを提供する必要がある。

これまでも中山間地域等におけるオンライン診療やICT活用による服薬支援体制の整備などの在宅医療の推進、高知家健康パスポートアプリを活用した健康づくりを進めるとともに、がんポータルサイトの開設等によるがん検診受診率等の向上対策やフレイル予防の推進などの疾病の早期発見に関する取組を進めてきた。

今後も県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられ、若者が定着できる中山間地域を実現するために、各分野でデジタル技術を活用し、県民のQOL²の向上を図っていくこととする。

【具体的な取組】

① 地域等における医療DXの推進

へき地診療所や集会施設に来所した患者を対象にオンライン診療を実施する地域の医療機関に対して、オンライン診療専用機器やソフトウェア等の整備、看護師派遣に対して支援するとともに、オンライン服薬指導に係る機器等の整備を支援し、オンライン診療と連動したオンライン服薬指導体制の確立を図る。

また、高知大学医学部附属病院医療DXセンターに配置したデジタルヘルスコーディネーター（医師等）が直接医療機関に出向き、オンライ

² QOL (Quality of Life) とは、生活の質のことであり、生活や人生が豊かであるか、生き甲斐を持って自己実現を果たせるような日常生活を過ごしているか等を評価する指標のこと。

ン診療の導入を支援し、併せて医療従事者を対象としたデジタル人材の育成に取り組む。

その他、24時間対応できるオンラインを活用した子どもの医療相談体制を整備することにより、子育て家庭及び小児科医師の負担軽減を図るとともに、高知EHR³(高知あんしんネット、はたまるねっと、高知家@ライン)の推進については、国の電子カルテ情報共有サービスが開始されることに伴う影響を注視しながら進めていく。

② 介護事業所におけるデジタル化導入支援

介護現場におけるICT機器の導入に要する経費の支援や生産性向上に関するワンストップ型の相談支援窓口「こうち介護生産性向上総合支援センター」における相談支援やセミナーの開催、アドバイザー派遣による事業所への伴走支援により、介護現場の生産性向上を推進する。

③ アプリを活用した健康・子育て支援

高知家健康パスポートアプリを活用した各種イベントの開催による県民の健康づくりについて普及・啓発の強化を行う。

また、子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」の情報解析に基づくマーケティング情報を事業者にフィードバックする仕組みの構築により、子育て関連施設や「こうち子育て応援の店」の効果的な情報発信につなげていく。

④ 出会いの機会の創出・結婚支援の推進

メタバースプラットフォームの活用による対面での交流をためらう方等への出会い・結婚支援を実施することにより、出会いを希望する方が気軽に参加することができる出会いの機会を創出する。

また、結婚を希望する方が成婚に向けたサポートを受けることができるマッチングシステムの活性化を図るため、お友達交際制度の導入等によりマッチングシステムの機能を強化する。

(2) 教育

社会に羽ばたく子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社

³ EHR (Electronic Health Record) とは、患者の既往歴、検査結果、診療録、処方箋といった電子記録情報を医療機関などの施設間で共有する仕組み。

会の形成に参画するための資質・能力を育めるよう、学校・教育においても、デジタル技術を活用して、授業や学習、支援の充実に向けて変化をしていく必要がある。

その環境・体制等の整備として、国の進める「GIGAスクール構想⁴」に基づき、本県においても小・中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒一人1台タブレット端末の整備が令和3年度までに完了した。今後は、この一人1台タブレット端末等のICT機器を活用して、個別最適・協働的な学習を実現するため、指導の充実が必要となる。

また、地理的条件に関わらず教育機会を確保したり、不登校の兆し等の早期把握や不登校児童生徒の多様な教育機会の確保につなげたりするなど、デジタル技術を活用し、多様な状況にある子どもたちに寄り添った教育や支援を展開していくことが必要となる。

あわせて、デジタル化による業務の効率化を学校においても展開させ、「学校における働き方改革」を推進し、負担軽減を図り、本来業務である「子どもと向き合う時間」の確保につなげていかなければならない。

「超スマート社会(Society5.0)」と言われる中で、子どもたちに必要な資質・能力を育成していくことにも学校・教育は取り組まなければならない。新しい社会に対応するため、教育を通じて、「情報活用能力」といった、ICTを成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められている。

このため、デジタル技術を活用した学力向上対策の充実や、不登校の児童生徒の早期発見・支援のための取組の強化、多様な教育機会の確保に取り組む。加えて、遠隔教育や高等学校の魅力化の推進により、中山間地域における教育の振興を図る。さらに、校務DXの推進等により、教職員の業務効率化を図る。

「第3期教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第4期高知県教育振興基本計画」に基づくこれらのデジタル技術も活用した取組により、高知県のすべての子どもたちが、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育むことができるよう、教育の充実を図っていく。

【具体的な取組】

⁴ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指し、令和元年12月に文部科学省が発表した教育改革案。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略。

①デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実

一人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用しながら、問題解決に主眼を置いた授業改善と、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進することで、個別最適・協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、一人1台タブレット端末の持ち帰り等による授業外学習の充実を図る。

また、対話型AIアプリを中学校で実証的に導入し、教師の指導と適切に組み合わせることで、より豊かな学びの創出や授業と授業外学習の充実を図る。

②地域間格差を解消するための学びの支援

学校規模や地域に関わらず、学習機会の充実を図るため、遠隔教育システムを活用し、全ての小規模高等学校に対して生徒のニーズに応じた遠隔授業・補習等を配信するとともに、配信科目を追加するなど大学進学や就職対策を強化する。

また、教科の専門性を担保するため、遠隔教育システムを活用し、中学校における免許外指導担当教員への支援を行う。

③不登校の兆し等の早期把握や不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

児童生徒が一人1台タブレット端末を活用して、登校時にその日の体調や気持ちの状況を入力することで、学校・教員が速やかに把握し、早期に対応・支援ができる「きもちメーター」などの取組の、より一層の展開を図る。

また、不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる生徒が、タブレット等のICT機器を活用しながら安心して学習ができる校内サポートルームの設置を促進するとともに、メタバース（仮想空間）を活用して、学校に通うことが難しい児童生徒に対して、AI学習ドリルによる学習支援や興味関心を広げられるコンテンツの提供、オンラインの交流やイベント等を実施する。

④デジタル化を活用した学校の働き方改革の推進

校務支援システムや自動採点システム、県立学校の入試におけるWeb出願システム、AIデジタルドリルなどのデジタル技術の効果的な活用を進めるとともに、県立学校にテレワークシステム環境を整備することで、教職員の業務効率化・負担軽減を図る。

(3) 文化芸術・スポーツ

少子高齢化や過疎化の影響により、文化芸術分野においては指導者の不足や地域の活動を支える基盤の弱まりが懸念されている。その傾向はスポーツの分野においても同様であり、機会の地域間格差が現れている。

こうした課題への対応として、「高知県文化芸術振興ビジョン」や「高知県スポーツ推進計画」において、「デジタル技術の活用」を取組の方針に位置づけ、各分野で施策に取り組んでいる。

その結果、リモートによる文化人材育成プログラムの受講者数やスポーツ活動への参加者数は増加傾向にあり、一定の成果が現れてきている。

引き続き、デジタル技術を活用しながら、文化芸術とスポーツの振興を図り、「心豊かに生き生きと暮らせる県づくり」の実現を目指す。

【具体的な取組】

①文化芸術作品と歴史資料等のデジタル化

県立文化施設に収蔵している資料の情報を広く発信し、県民が知る機会の拡充を図るため、博物館資料のデータベース化とデジタルアーカイブ化による公開を見据えた取組を推進する。

また、歴史民俗資料館と坂本龍馬記念館の収蔵資料のデータベース化を実施する。

②地域の祭り・民俗芸能のデジタルアーカイブ化

過疎化の進展などにより、途絶の恐れがある地域の伝統的な祭りや民俗芸能の映像を記録として保存し、次世代への継承を図るため、デジタルアーカイブ化と情報発信に取り組む。

③文化芸術ホームページの充実

文化芸術団体の活動等の紹介に加えて、アーティスト等の取材記事を新たに掲載するなど、ホームページを活用した情報発信に取り組む。

④リモートやVR⁵等を活用したスポーツ活動の推進

県民がスポーツに親しむ機会の拡充を図るため、総合型地域スポーツクラブ等におけるリモート機器を活用した取組を支援する。

⁵ VR (Virtual Reality) とは、仮想世界を現実のように体験できる技術のことであり、災害発生や海外旅行など実現が難しい事象の体験などに活用される。

⑤選手の育成につながるリモートの効果的な活用

中山間地域においても効果的な指導を行うことができるよう、大学やプロチームと連携し、リモートによるスポーツ指導や研修を実施するほか、各競技団体が行う各種スポーツ大会の動画配信の取組を支援する。

また、高知県スポーツ科学センターにおいてリモートによるスポーツ医科学研修やトレーニング指導等の充実を図る。

2 住み続けられる中山間地域の実現

(1) 中山間地域の課題解決

本県は、県土の約9割を中山間地域が占め、そこに県民の約4割が暮らしている。しかしながら、県内でも先行して人口減少や少子高齢化が進み、その環境は年々厳しさを増している。

こうした中、地域を次の世代に引き継いでいくため、令和6年3月に、中山間地域が10年後に目指す将来像と、それを実現するための施策や数値目標を盛り込んだ「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定した。

再興ビジョンでは、取組の柱として「若者を増やす」「暮らしを支える」「活力を生む」「しごとを生み出す」を掲げ、移住や集落再生、交通、医療、福祉、産業などの幅広い分野で、デジタル技術を積極的に取り入れながら様々な取組を推進している。

再興ビジョンで掲げる「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、地域で安心して生活できる環境が維持され、地域に多様な仕事があり、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域」の実現に向けて、引き続きデジタル技術の活用を進めていく。

【具体的な取組】

① 中山間地域における生活分野のデジタル化支援

生活用水施設の維持管理に関する住民負担を軽減するため、デジタル技術を活用した仕組みの普及に取り組む。

また、店舗の減少や高齢化で買い物が困難になっている住民を支援するため、市町村や地域住民のニーズを定期的に把握するとともに、引き続きバーチャルスーパーの取組み等の横展開を図る。

② 情報の活用・分析による鳥獣被害対策の強化

農林業へ深刻な影響を与えている鳥獣被害を削減するため、鳥獣の

生息状況や被害情報を一元管理する鳥獣被害対策クラウドを導入し、集積した情報を可視化・分析することで、これまでの勘や経験に頼らない、データに基づいた迅速かつ効果的な対策を実施する。

③デジタル技術による交通の利便性向上

WEBやアプリ上でのバスの経路や現在位置を確認出来るようにするための基盤の整備を引き続き促進していくとともに、市町村営交通等の運行の効率化・省力化に資するシステム等の導入支援に取り組む。

また、県民及び来訪者の利便性向上に向け、更新時期を迎えるICカード「ですか」に代わり、時期キャッシュレス決済として全国交通系ICカード「ICOCA」の導入を支援していく。

④デジタル地域通貨の普及促進

キャッシュレス決済の普及や地域の経済活性化、商業機能の維持・発展などにつなげるため、各団体によるデジタル地域通貨の普及促進を支援する。この取り組みにより、消費者の購買意欲を喚起することで、人件費や原材料価格の高騰など厳しい経営環境に直面している事業者の支援にもつなげる。

(2) 防災

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震は、昭和南海地震から80年経過し、地震発生 of 切迫度がますます高まっていることから、県では、南海トラフ地震に備えるため、「南海トラフ地震対策行動計画」を策定し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきた。

特に、デジタル技術の導入については、令和2年から防災情報等をスマートフォン等へプッシュ型で通知する「高知県防災アプリ」の運用を開始し、線状降水帯予測情報の追加やアプリの多言語化など、バージョンアップを実施してアプリの普及及び利活用の促進を図ってきた。

また、防災行政無線システムのデジタル化・高度化として、光回線途絶に備えたブロードバンド設備の整備や被災現場と県庁との映像共有システムの導入を行った。

さらに、ドローンの活用として、災害調査用ドローンを各地域本部に配備するとともに、緊急物資配送用ドローンを県庁に配備し、操縦者の養成を行った。

今後も、「高知県防災アプリ」の普及促進など県民等への情報提供手段

の多様化、防災関係機関との情報共有の仕組みづくりなど、デジタル技術を積極的に活用し、南海トラフ地震対策の推進を図ることとする。

また、住家被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成等を効率化する被災者支援システムについて、県内の15市町村で導入済である。しかしながら、未導入の団体においては、システム導入の必要性、システムの機能・費用の違いに対する理解は、十分とは言えない状況である。

【具体的な取組】

①更なる防災力の強化

「高知県防災アプリ」の利活用を促す講習会の実施や、アプリに重要なお知らせを強制的にプッシュ通知する機能などを追加し、アプリの普及や利活用につなげる。

また、3D都市モデルの整備に着手し沿岸部における津波浸水シミュレーションを時系列で可視化したうえで、防災対策やまちづくりに活用する。

②被災者支援体制の整備

南海トラフ地震で想定される甚大な被害後の生活再建の迅速化や、県及び他自治体の応援職員による業務支援の効率化に向けて、令和7年度に県と市町村で、「被災者支援システム導入検討会」を設置し、被災者支援システムのシステム共通化に向けて検討を行った上で、令和8年度から、県と市町村が共同で被災者支援システムを導入する。

3 生活分野の主なデジタル人材の育成・確保策

県民の生活に直結している生活分野における取組を推進するためには、デジタル技術を導入するだけでなく、それらの技術を十分に活用できる人材をそれぞれの分野で育成していくことが重要である。

このため、デジタル技術を活用した課題解決を実践し、分野毎に取組を推進するために必要なデジタル人材を育成する。

【具体的な取組】

①健康・福祉分野

健康分野では、高知大学医学部附属病院医療DXセンターに配置したデジタルヘルスコーディネーターが、医療従事者を対象にオンライン診療を活用する人材の育成支援を行う。

福祉分野では、介護現場の生産性向上を図るため、ワンストップ型の相談支援窓口を設置し、介護事業所に対して、アドバイザーを派遣による伴走支援等を実施する。

②教育分野

小・中学校においては、ICTを活用した授業づくりやプログラミング教育の充実を図るため、教員対象の研修を実施するとともに、タイピング選手権等の取組を通して、児童生徒のICTスキルの向上を図る。

高等学校においては、授業でのデジタル技術活用のために、ICT授業アドバイザーによる支援を実施する。また、次世代のデジタル技術やAI技術を活用し、様々な課題解決ができる人材の育成に向け、高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できるプログラムを構築する。そのほか、文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)」採択校において、ICTを活用した文理横断的な学び、探究的な学びを強化するために必要な環境を整備し、最新のIT技術を学ぶプログラミングキャンプの開催により、デジタル等の成長分野の担い手を育成する。

また、令和6年4月に開設された高知工科大学データ&イノベーション学群において、ICT技術を活用し、既存のシステムやビジネスモデルの改編に貢献できる人材を育成する。

③交通分野

交通事業者及び市町村を対象に、デジタル技術の活用を含めた研修会の開催やGTF S⁶静的・動的データの整備を促進するため、県に専門家を配置する。

④防災分野

市町村及び地域住民と協働でドローンを活用した緊急物資配送訓練の実施や県の危機管理部職員に対してドローン操縦者技能証明の取得を推進する。

⁶ GTF S (General Transit Feed Specification) とは、公共交通事業者が時刻表、駅・停留所、経路、運賃などの運行情報を経路検索サービスに提供するための標準的なデータ形式のこと。

第7 産業のDX

産業分野においては、デジタル技術と地場産業が融合し、先導する一次産業分野を中心として、生産性が飛躍的に向上することで、「一人ひとりの稼ぐ力が高まる」といった将来イメージの実現に向け、特に、「元気な未来創造戦略」の政策1における「魅力のある仕事をつくり」を意識し、取組を進めていく。

1 データ駆動型一次産業への転換

平成21年度からスタートした産業振興計画では、目指す将来像である「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現に向け、生産面はもとより、事業戦略の策定、商品開発、販路開拓、設備投資、担い手の育成・確保など、事業者の多様なニーズを総合的に支援する施策群を用意し、官民協働、市町村との連携協調により取組を進めている。

今後当面の間、人口減少が見込まれる中、本県経済の拡大基調を先々にわたって維持し続けるためには、より付加価値の高い産業を創出することが重要である。あわせて、各事業体において、省力化・効率化による労働生産性の向上が必要となる。

その実現のためには、デジタル技術の活用は不可欠であり、また、原油価格や物価の高騰、世界のサプライチェーンの混乱といった、アフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するためにも、デジタル化は一層重要性を増している。

また、将来を担う若者が、地域地域で魅力のある仕事に就き、いきいきと住み続けられる高知県を目指して、魅力のある仕事をつくり、若者の定着につなげ、結婚の希望をかなえて、こどもを生み、育てたい希望をかなえるために、若年人口や婚姻数の増加及び出生率の向上による若年人口増加の好循環に向けた施策の取組を進めていくに当たってデジタル技術を活用していく。

今後、各産業分野におけるデジタル化、デジタル人材の育成・確保などを加速化することにより、新たな産業群の創出、付加価値の高い産業・労働生産性の高い産業の育成を目指していく。

【具体的な取組】

① I o P プロジェクトの推進

栽培や出荷などの様々なデータを収集・蓄積したデータ連携基盤「IOPクラウド(SAWACHI)」を核としたデータ駆動型農業の普及に取り組み、生産性の向上とコスト削減で所得の最大化を目指す。

そのために、病害予測などの利便性を向上する機能追加などを実施するとともに、IOPクラウドのユーザー拡大を図る。

具体的には、野菜主要7品目では50代以下や平均収量以下の農家をターゲットにデータ駆動型農業の実践に誘導し、推進を強化するとともに、野菜主要7品目以外の雨よけ・露地品目、花き、果樹等では出荷データの取得と併せて加入推進を強化する。

また、営農支援システムの営農機能4機能及びGX機能2機能を実装する。

② スマート林業の推進

森林情報を搭載した森林クラウドシステム「Cloud(クラウド)」や、デジタル技術、先端林業機械等を活用するスマート林業への転換を進め、生産性を向上させることで林業収支のプラス転換につなげる。

そのために、森林クラウドの機能強化を図り森林整備に必要な造林補助の申請など業務の効率化に取り組むほか、森林調査等へのデジタル機器の活用に向けた人材育成や林業事業体の個別の課題に応じた支援を実施する。

また、苗木運搬用ドローン等の活用に向けた機器の導入や先端林業機械の実証・実装を支援する。

③ 高知マリンイノベーションの推進

水産業のデジタル化を図る「高知マリンイノベーション」の取組の一環として、情報発信システム「NABRAS」の普及拡大や産地市場のスマート化等を進め、効率的な漁業生産体制への転換につなげる。

そのために、漁業者等のニーズに基づくNABRASの機能強化に取り組むとともに、新たにメジカ漁場予測システムの運用を開始する。また、土佐清水地域をモデルケースとして取り組んでいる市場のスマート化を県内の他の地域へ横展開し、産地市場の業務改革を推進する。

さらに、養殖業における高水温・赤潮対策に向けて、新たに水温・溶存酸素量等を測定するテレメータブイを整備し、NABRASを通じて発信する。

2 地場産業のさらなるデジタル化

(1) 商工・観光等

人口減少下でも持続的に成長していく商工業の実現を目指して、省力化や高付加価値化による生産性向上の取組と、柔軟な勤務態勢や福利厚生充実といった働き方改革の推進の取組を一層強化し、これらを両輪で進めていく。デジタル化の取組も活かしながら、若者・女性・外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、誰もがやりがいを持っていきいきと働ける企業への成長を促す。

また、観光客の滞在時間の延長や、地域における消費額の向上を目指して、デジタルデータを活用した観光地域づくりを推進します。

【具体的な取組】

① 中小企業等のデジタル化を促進

産業振興センター等に専門人材を配置し、デジタル化に取り組む企業の掘り起こしを行うとともに、デジタル技術を活用した生産性向上や効果的なマーケティングなど、経営課題の解決に取り組む中小企業等への支援を実施する。

また、取組の量的拡大に向けて、「こうちデジ活アワード」の開催により優良なデジタル化の取組を広く発信するとともに、デジタル技術の導入による生産性の向上を含め、事業者の高付加価値型経営への転換に向けた取組を総合的・業種横断的に支援する補助制度を創設する。

さらに、取組の質的向上に向けて、経営者の意識改革につながるセミナーの開催や、経営者や現場のキーマンに寄り添った実行支援によりDXを後押しするとともに、システム開発におけるAIの活用促進によってIT事業者のスキルアップを図り、将来的な地産外商を推進する。

その他、令和6年度から令和7年度に創出した高知市中心部の商店街の個店などが取り組むデジタル化及びデジタルデータ活用のモデル事例について、令和8年度は県内への横展開のための情報共有会を実施する。

② デジタル化に取り組む企業内人材の育成及び確保

デジタル化に取り組む企業内の人材を育成するための講座を開催する。経営層・デジタル化担当者・一般社員が、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知識やスキルを習得できる講座に加えて、各事業者が

広報・PRのデジタル化の具体的な手法を学ぶ講座を実施する。

③ デジタルマーケティングを活用した担い手確保の促進

各分野の担い手確保において、移住施策におけるデジタルマーケティングのノウハウを活かし、一次産業や専門職等の担い手確保に向けた県外への情報発信を一元化し効果的なアプローチを実施する。

④ デジタルデータを活用した観光地域づくりの推進

多角的なデータに基づく観光地域づくりを推進するため、効率的に本県観光の特徴を把握出来る「高知県観光DMP」を構築する。併せて、「高知県観光DMP」に集積する観光客動向データの分析に基づく施策の検証と実践を通じて、広域観光組織の人材育成を行うとともに、広域内の周遊促進・滞在延長を図る。

(2) 建設

本県のインフラは、県民の日常生活をはじめ、産業振興計画などの県の基本政策を支えるとともに、災害から県民の生命や財産を守る大変重要なものであることから、その整備や維持管理に効果的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

インフラ分野のデジタル化については、これまでも公共事業の発注関係業務や災害時の情報共有・提供方法などについて、システム化やオンライン化することで効率化や対応力の強化等を図ってきた。現在は、少子高齢化や人口減少などによる建設業の深刻な担い手不足に対応するため、ドローンや地上レーザースキャナ等のICTを活用した建設現場の生産性向上やインフラ施設の点検の効率化などに積極的に取り組んでいるところである。

今後も、デジタル技術を積極的に活用しながら、インフラの整備や維持管理を効果的に進め、安全安心な県民生活を確保するとともに産業振興に資するインフラ整備を推進していく。

【具体的な取組】

① ICT活用による建設現場の生産性向上

ICT活用工事の普及拡大を図るため、ICT活用を必須とする工事発注及び総合評価方式における加点措置を継続して実施する。

加えて、県内建設事業者のICT活用の習熟度に応じたモデル工事を

創設し、建設分野のデジタル化を加速させる。具体的には、小規模事業者に向けて、ICT活用工事におけるアドバイザーの伴走支援などきめ細かなサポートを行う。また、比較的規模の大きな事業者においては遠隔施工や3Dプリンタなど最新技術を導入した工事にチャレンジしていただくことで、有効性や課題を検証し、建設業のデジタル化による生産性向上とともに、魅力ある現場環境を創出につなげていく。

② 新技術を用いたインフラ施設の維持管理

道路をはじめとするインフラ施設の維持管理の効率化、高度化を図るため、日常の巡視や定期点検においてドローン、レーザ、AIなどの新技術の活用を拡大する。

3 デジタルイノベーションによる新産業の創出

人口減少の更なる進行やコロナ禍を契機としたデジタル化の進展、物価の高騰など、本県を取り巻く課題や社会経済情勢は大きく変化し、将来の予測もこれまで以上に不確実性を増している。

このような時代だからこそ、あらゆる分野において変革を促し、未来につながる産業づくりに挑戦していくことが重要である。このため、産学官民が連携し、デジタル技術を活用した新たな産業の創造に取り組んでいく。

【具体的な取組】

① イノベーション・新事業の創出

本県を事業フィールドとして新事業の展開を希望する全国のスタートアップ企業等呼び込み、事業化に向けた取組をサポートすることで、県内での新事業創出につなげる「ローカルイノベーションプラットフォーム」の取組を実施する。

② ヘルスケアイノベーションプロジェクトの推進

産学官金が連携して、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化を支援することで、着実な事業化と県内への拠点設置につなげる。

4 産業分野の主なデジタル人材の育成・確保策

県経済の持続的な発展に向けた産業分野における取組を推進するためには、生活分野と同様に、デジタル技術を導入するだけでなく、それらの技術を十分に活用できる人材をそれぞれの分野で育成していくことが重要である。

このため、デジタル技術を活用した課題解決を進めるため、分野毎に取組を推進するために必要なデジタル人材の育成を進める。

また、中山間地域における若者・女性の働く場の創出に向けて、求職者の掘り起こしや人材育成、マッチング等により、時間や場所に制限されない新しい就業スタイルを創出する。

【具体的な取組】

①全般

高知デジタルカレッジにおけるデジタル人材の育成や都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングを支援する。

非正規雇用等の女性を対象に、デジタルスキルの習得及び企業とのマッチング等を支援することにより、時間や場所に制限されない多様な就労を後押しする。

②農業分野

県内企業向けに、I・Pクラウドに関連するデジタル技術の知見を習得できる技術者講座等の開催や就農を目指す研修生や農業大学校生に対して、経営及び環境制御技術を学ぶシミュレーションシステムを活用する。

③林業分野

事業体に対して、森林クラウドの操作研修の開催やヘルプデスクを設置、林業大学校生に対して、スマート林業などに関するカリキュラムを提供する。

④水産業分野

漁業経営体に対して、利益シミュレーションツールの活用に向けた県職員による伴走支援を行う。また、産地市場においては、市場スマート化をサポートする現地指導員を配置する。

⑤商工業分野

デジタル化に取り組む企業内の人材を育成するための講座を開催する。経営層・デジタル化担当者・一般社員が、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知識やスキルを習得できる講座に加えて、各事業者が広報・PRのデジタル化の具体的な手法を学ぶ講座を実施する。【再掲】

県内製造業向けには、デジタル技術を活用したスマートものづくりの導入と生産現場で実践できる人材の育成を実施する。

その他、令和6年度から令和7年度に創出した高知市中心部の商店街の個店などが取り組むデジタル化及びデジタルデータ活用のモデル事例について、令和8年度は県内への横展開のための情報共有会を実施する。【再掲】

⑥観光分野

観光客の動的データの活用を通じて、広域観光組織の人材を育成し、市町村への観光データの提供やデータの活用を支援する。

⑦建設業分野

現場技術者に対して、最新のデジタル技術を学ぶ研修の実施や県内事業者の経営者に対して、デジタル技術を活用し活躍する若者や女性の事例を紹介する研修の実施、建設ディレクターを育成する研修の受講に係る費用を支援するとともに、研修会のなかで建設ディレクターの業務内容などを紹介するなど様々な媒体でPRを行う。

第8 行政のDX

行政分野においては、行政手続のオンライン化により、役所へ足を運ぶことなく、自宅や職場から「スマートフォンひとつで行政手続が完結する」といった将来イメージの実現に向け、県民サービスの向上や行政事務の効率化の取組を進めていく。

1 県民との接点のさらなるデジタル化

(1) 行政手続きのオンライン化

少子高齢化・人口減少が進み、複雑化・多様化する行政課題に限られた職員で対応していくことが求められる一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化を進め、県民サービスの利便性の向上を図ることが重要である。

①電子申請及び処分通知等電子サービスの活用

本県では、令和2年度に汎用的な電子申請システムを導入し、行政手続のオンライン化を進めてきた。令和6年度末までに3,335手続へ導入しており、今後は導入した手続について、県民や県内事業者の利用率を高める必要がある。

そのため、申請者への周知や申請マニュアルの作成など、利用拡大に向けた取り組みを進めており、年間30件以上の申請手続きを対象とした電子申請利用率は、令和6年度の31.5%から、令和7年9月末時点で41.2%へと増加している。

また、手数料等の納付においては、令和4年4月から電子決済を導入しているが、さらなる利用率の向上を図るためには、現行の決済手段を拡充する必要がある。

なお、令和7年度から許可証や認定証処分通知などの押印を伴う手続きのオンライン化（処分通知等電子化サービス）を開始し、これまで電子申請で申請を受け付けても、通知が紙文書の手続きもオンライン完結することが可能となった。

【具体的な取組】

県への申請・届出については、申請件数の多い手続を対象として、申請者向けのマニュアルの提供、関係者への説明会の実施などにより、電子申請システムの利用率を高める。また、申請・届出だけでなく、県が

関係するイベント・セミナーへの参加申込、県民を対象としたアンケート等、県に対して行うあらゆる手続を対象としてオンライン化を進める。

また、電子申請と併せて処分通知の電子化サービスの利用を促進することで、申請から通知までを電子で完結するオンライン化の取組を加速させ事務の効率化と県民の利便性向上を図る。

手数料等の納付を伴う手続については、新たな電子決済手段の導入を踏まえ、申請件数が多い業務や、導入効果の高い業務について、改めて手続の様式やプロセスを確認し、オンライン化に向けた業務の見直しを進める。

県民の行政手続の大部分は市町村への申請であるため、共同利用をしている 33 市町村における電子申請システムの利用の拡大を支援・推進していく。

②電子契約の活用

契約事務におけるオンライン化を進めていくため、令和 4 年 5 月から立会人型の電子契約サービスの運用を開始した。令和 7 年度は 2 月末までに 5,054 件の契約で利用されるなど、公共工事を中心として、順調に契約件数が増えている。

【具体的な取組】

電子契約が出来ていない契約の要因分析を行い、電子契約の利用徹底を職員へ周知する。また、契約相手先に利用のメリットや手続の簡便さを周知し、さらなる利用の拡大を図る。

(2) 住民との接点（フロントヤード）の改革

住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。

これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要である。

①県民サービスへの A I の活用

本県においては、令和 3 年 1 月から A I - F A Q⁷を導入しているが、

7 AI-FAQ とは、パソコンなどから質問を入力すると AI が自動で回答するシステムのこと。

県民サービスのさらなる向上を図るため、A I の活用が想定される業務の掘り起こしが必要である。

【具体的な取組】

24 時間いつでも問い合わせ対応を行う A I - F A Q の充実をはじめ、様々な分野における生成 A I の活用について検討する。

令和 6 年度に県庁内部の業務の効率化の観点から、生成 A I を導入しており、県民からの問い合わせ対応への導入等も含め、対象となる業務の拡大を検討する。

②相談業務のオンライン化

今般のコロナ禍により、企業間・個人間の非対面・非接触でのコミュニケーションツールとして W e b 会議システムが急速に普及し、一般的な技術として定着が進んでいる中、県民との相談業務をオンライン化するなどに取り組む必要がある。

【具体的な取組】

電子申請システムで事前予約を行ったうえで、W e b 会議システムを活用して相談業務を行う「リモート窓口」の活用を進める。

③広報媒体等の電子化

多くの地方自治体において、紙の広報媒体等を電子化する動きが広がっている。スマートフォンの普及率が高まっている中で、必要な情報を、県民の皆さんに速く、手軽に届ける手段として、重要性が高まっている。

【具体的な取組】

冊子形式等の広報媒体等について、優先的に電子化を進めていく。

④公金納付のキャッシュレス化

県民サービスの向上を図るため、行政手続に係る手数料等の納付のキャッシュレス化を進める必要がある。

【具体的な取組】

行政手続に係る手数料等の納付については、現金に加え、スマホアプリなどのキャッシュレス決済にも対面で対応できる「収納専用窓口」の

設置を進める。あわせて、自宅などからいつでも手続きができる電子申請システムの決済手段の拡充や、納入通知書への eL-QR 及びバーコードの付与により、利便性の向上を目指す。

2 職員の働き方改革の推進

(1) 場所や紙にとらわれない働き方の推進

新たな事業への対応や業務内容が高度化する中、限られた職員で県民サービスを安定的に提供するためには、業務の効率化や質の向上に不断に取り組む必要がある。

そのため、令和5年度から各所属における旗振り役としてDX推進員を新たに設置し、「場所や紙にとらわれない働き方の推進」や「抜本的な業務の再構築」により、職員の働き方改革を目指す「県庁ワークスタイル変革プロジェクト」を推進している。

本県では、訪問先や自宅でも、庁内と同じように、事務作業や連絡ができる環境の整備を行うとともに、庁舎内においても、スマートオフィス化を進めることで職員の座席を固定せず、自由に働く場所を選択できるフリーアドレス⁸制を採用し、職員間のコミュニケーションの活性化を図るなど、組織として最大の成果を上げていくための職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めている。

そのためには、ペーパーレスで業務を行うことが前提となるため、庁内ネットワークの無線化や電子決裁⁹の徹底など、紙にとらわれない働き方についても推進していく必要がある。

① 電子決裁の推進

テレワーク¹⁰による柔軟な働き方への対応や、公文書の検索効率の向上、紛失・誤廃棄のリスク低減及びペーパーレス化といった公文書の電子的管理による業務効率化を目的として、令和4年度から文書事務における電子決裁を導入した。

現在、電子決裁の利用拡大を図っていくため、電子決裁の利用等に関する基本方針のもと、電子決裁を推進しており、令和8年2月末現在の電子決裁率は全庁で91.3%（知事部局は92.8%）となっている。一方、

⁸ フリーアドレスとは、個人の座席を固定せず、自由に働く席を選択できるオフィススタイルのこと。

⁹ 電子決裁とは、紙文書でなくシステムを利用して意思決定を行うこと。

¹⁰ テレワークとは、ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

紙を併用しない完全電子決裁率は、全庁で 32.3%（知事部局は 35.1%）であり、完全なペーパーレス化の実現のため、紙を併用しない完全電子決裁の更なる推進をする必要がある。

また、財務会計システムの電子決裁への対応や、大型の図面又は大量の資料をペーパーレスで電子決裁する際の審査効率及び正確性の確保等に取り組むことで、より一層、電子決裁を推進する。

【具体的な取組】

D X 推進員や D X 推進リーダーを中心に、「原則、紙を併用しない電子決裁」という基本方針を徹底するとともに、完全電子決裁率が高い所属における取組の横展開をするなど、全庁的な完全電子決裁率の向上を図る。

また、会計事務については、令和 9 年度からの運用開始に向けて再構築を進めている新たな財務会計システムにおいて、電子決裁を導入することとしている。

なお、国は令和 8 年度を目途に、公文書の作成から意思決定、移管・廃棄といった公文書管理全体を原則、電子的に完結させる体制を構築する方針である。

国が検討している公文書の電子的管理の詳細や新しく整備する文書管理システムについての情報収集を行うとともに、効率的な電子決裁を支援するために必要な文書管理システムの機能等について調査・研究を進める。

② ネットワークの無線化

令和 4 年度から所属での無線 LAN の導入を進め、令和 6 年度までに本庁舎、西庁舎、北庁舎の全執務室及び会議室のネットワークの無線化を行った。令和 7 年度は本庁近隣に入居している執務室及び会議室の無線化を実施し、令和 8 年度以降も必要に応じて順次整備を行う。

③ 多様な働き方の実現に向けたスマートオフィス環境の整備

平成 29 年度から本庁に庁内ネットワークに接続するパソコンを設置したサテライトオフィス¹¹を設置し、出先機関に勤務する職員の出張時や子どもの養育・介護を行う職員が利用することで、出張や通勤時間の縮減など、効率的な働き方を提案している。

¹¹ サテライトオフィスとは、県の本庁舎に設置するワークスペースのこと。

また、令和5年度からは、職員の働き方改革をさらに進めていくため、商工労働部3課（工業振興課、産業デジタル化推進課、雇用労働政策課）を県庁ワークスタイル変革プロジェクトのモデル職場として、什器類を刷新するとともに、公用スマートフォンを導入してフリーアドレス制とするなどスマートオフィス環境を整備した。

同プロジェクトの取組により、コミュニケーションの活性化や、意思決定の迅速化などの効果が現れてきている。

【具体的な取組】

スマートオフィス環境の整備により、コミュニケーションの活性化や業務の効率化につながる効果が確認できたことから、場所や紙にとられない働き方を推進することとし、スマートオフィス環境を、毎年少なくとも2フロア拡大していく。

④ コミュニケーションの充実

本県においては、令和2年度にグループウェア¹²、Web会議システムを導入し、庁内外における情報共有やコミュニケーションに活用している。また、令和5年度からグループウェアのスケジュールを職員個人のスマートフォン等から外出先や自宅でも確認することができるモバイル連携機能を取り入れた。さらに、令和7年度にはモバイル連携機能のセキュリティ対策を強化することにより、添付書類の閲覧など一部機能を除くほぼすべての機能を職員のスマートフォン上で操作可能としている。

【具体的な取組】

引き続きメッセージの利用拡大などグループウェアを活用したさらなるコミュニケーションの充実を図っていく。

⑤ テレワークの推進

職員がやりがいをもって生き生きと働くことができる職場環境づくりを進めることは、今後ますます重要となってくる。国においても、多様な働き方の一つとして、総務省が関係省庁とも連携するなどテレワークの推進に向けた取組を進めている。

¹² グループウェアとは、電子メール・掲示板・スケジュール等を1つのシステムに集約したソフトウェアのこと。

本県においては、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、令和2年7月からテレワークでの勤務を本格的に導入し、令和3年3月からは「自治体テレワークシステム for LGWAN12」を活用して、閉域ネットワークを介して、自宅パソコンから職場パソコンを操作するテレワークも可能とするなどテレワーク環境を整備した。令和7年度に自宅にPCがない職員もテレワークができるようにテレワーク用PCの整備をした。

また、毎年11月をテレワーク推進期間と定めてテレワーク推進期間を定める等の取組を進めているところであり、令和6年度は令和8年1月末までに延べ11,894回、実人員で1,154人が実施した。

【具体的な取組】

テレワークのさらなる推進に向けて、テレワーク推進期間を継続していくとともに、効率的にテレワークを実施するために、職員の担当業務に関する資料のデータ化や電子決裁による意思決定、会議のペーパーレス化などを推進する。

また、テレワークの実施回数の制限を撤廃し、多様な働き方を可能とするとともに、在宅勤務等手当を導入し、職員の理解と機運の醸成を図る。

(2) 業務プロセスの抜本的な見直しと再構築

職場環境の整備と併せて、職員の働き方を見直し、効率的な組織運営を実現することも必要である。また、県政運営指針で定める「簡素で効率的な組織」を構築するためにも、業務改善の取組を定着させる必要がある。

そのため、定型的な業務（ノンコア業務）を中心に効率化を進め、行政課題の解決に向けた企画立案や住民へのサービス提供などの業務（コア業務）に注力できるよう、既存の業務プロセスを見直し、デジタル技術等の活用を含めた業務の再構築を図る「業務改革（BPR¹³）」を実施したうえで、定型的な業務にAIやRPA¹⁴といったデジタル技術を積極的に取り入れることによって、業務の抜本的な効率化を図り、マンパ

¹³ BPR (Business Process Re-engineering) とは、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

¹⁴ RPA (Robotic Process Automation) とは、職員が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術のこと。

ワーの確保や行政運営コストの縮減を進めていく。

①業務改革（BPR）

全庁共通的な業務（電子収納、電子決裁、電子契約等）について、関係部局でワーキンググループを設置し、業務改善を実施してきた。

令和5年度から、各所属のDX推進員を中心に、効率化の余地がある業務を調査、選定したうえで、業務の見直しやデジタルツールの活用を推進しているが、電子決裁、電子契約などの利用促進に関するものが多く、業務のBPRに取り組む所属は一部に留まっている。

そのため、令和6年度から、DX推進員等が、BPRの基本的な考え方の理解を理解して、各所属でBPRが実践できるようになることを目指し、ワークショップ形式でのBPR研修を実施している。

また、令和7年度からは、デジタル化を実務レベルで推進出来る人材として各所属で担当者級でDX推進リーダーを指名し、デジタルツールの研修など実務を推進するのに必要となる知識を学ぶオンライン研修を実施した。

また、各所属でのBPRを実施においては、Excelの関数・マクロの知識があれば解決できるもの（転記、集計、チェックの効率化）も多くあることから、Excel等に詳しい職員などをデジタル支援隊として指名し、所属を超えて職員が持つ専門性・経験等を全庁で最大限活用できる取組を進めている。

【具体的な取組】

DX推進員及びDX推進リーダーに対して、BPRの意義を理解したうえで、業務の可視化、問題抽出、原因分析、施策検討などができるようになるための研修を引き続き開催するなど、組織として継続的にBPRを実践していく。

②アナログ規制の点検・見直し

法律や条例において、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする古い規制が存在している。

国においては、「目視規制」や「常駐・専任規制」など以下の7項目を代表的なアナログ規制と整理したほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についてもアナログ規制として取り上げ、令和3年度から見直しを進めてきた。

本県においても、令和7年度にアナログ規制の点検・見直しを実施し、計308件の見直し対象規制を洗い出した。このうち国の法令等による規制は74件は、国の法令等が改正された後に見直し、県の条例等による規制234件については、デジタル技術の活用等による見直しを検討する。

【代表的なアナログ規制の7項目】

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の機関に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【具体的な取組】

令和8年度以降も引き続き見直し分類に基づいて、条例等の所管部局において検討を継続する。

③デジタルツールの活用

ア 生成A Iの活用

本県においては、令和6年11月に生成A Iを適切に利用するための留意事項等をまとめた「高知県生成A I利用ガイドライン」を策定し、セキュリティ上安全に利用できる生成A Iサービスを全職員向けに導入した。

生成A Iは、業務の効率化や生産性の向上、新たな事業の創出など様々な面でこれまでの業務のあり方を変革する可能性を秘めており、日上業務での利用を通じて全職員が生成A Iに精通していく必要がある。

令和7年度には、基本的な利用法などの研修を開催するとともに、生成A Iで画像、PDF、Wordなどのドキュメントデータを読み込めるようになったことなどから、職員の利用率については、令和7年3月に11%から、令和8年2月時点で24.7%と増加している。

【具体的な取組】

生成A Iの効果的な利用事例の共有や実際に生成A Iを操作して理解を深める研修などを通じて、これまで以上に利用率を向上させ、より多くの職員の日常業務での生成A Iによる業務効率化を促進する。また、生成A Iを活用して大幅な効率化につなげるため、特定業務を選定し、専門家の伴走支援のもと生成A Iを活用した業務改善を図る。

イ R P Aの活用

本県では令和元年度にし、データ入力や転記作業など、パソコン上で大量かつ反復して行われる業務の効率化や自動化が可能となるR P Aを導入した、行政事務においても、帳簿入力や伝票作成、電子メールの発信、経費チェック、定期的な情報収集など、職員が携わる定型業務に活用している。令和7年度までに167業務に導入し、事務処理時間の削減時間は8,894時間となるなど、効果を上げている。

【具体的な取組】

全庁的に活用していくため、D X推進員やD X推進リーダーを中心に、各所属での業務に加え、全庁的な業務や複数所属共通の業務での利用が

できるRPAシナリオの掘り起こしを行う。

RPAの導入を拡充し、継続して利用していくため、職員による簡易なRPAシナリオの作成や、民間事業者により作成されたRPAシナリオの改修に対応できる職員を育成していく。

ウ ローコード・ノーコードツールの活用

令和5年度に実施した全庁業務調査で見えてきた課題で、企業等への訪問、要支援者の各種相談、現場パトロールなどの記録作成・共有など電子申請、RPA等の既存のデジタルツールでは対応が難しいことがわかった。そのため、令和6年度に職員自らが業務に合わせてアプリを安価に素早く開発できるノーコードツール「kintone」を導入した。

【具体的な取組】

令和7年度に作成したアプリを事例集にまとめ、DX推進員やDX推進リーダー等へ周知して、横展開を図る。また、kintoneの概要や操作方法に関する研修を行い、kintoneの理解を深め、より多様な業務での活用につなげていく。

エ その他デジタルツール

平成31年2月に議事録作成支援システム、令和3年7月にAI-OCR¹⁵を導入した。AI-OCRについては、令和8年2月時点で18業務に導入し、約313時間の事務処理時間の削減効果が上がっている。

【具体的な取組】

引き続き、議事録作成支援システムやAI-OCRの利用を推進していく。一方で、紙で提出していた申請書等を電子申請に切り替える際には、AI-OCRの利用が不要となる場合もあるため、特定のツールに依存せず、個々の状況に応じて最も適した方法を採用する。

④ 庁内システムの最適化

ア 適正な調達確保（調達支援・庁内システムの棚卸）

情報システムの調達にあたっては、調達費用の適正化を図るとともに、効率的なシステム導入を行う必要がある。また、業務効率化の観点から、

¹⁵ AI-OCRとは、AI（人工知能）により手書き書類等の文字情報を認識し、データに変換する技術のこと。

共通基盤システム等他システムとの連携に配慮する等、県庁全体のシステムを視野に入れた全体最適化の視点も重要である。

適正な調達を実施するため、「情報システム調達事務の手引き」の活用や、システムの開発・改修・運用等を実施する担当者向けの研修実施、また各所属からの相談対応を通じて適正な調達が行えるよう取り組むとともに、予算要求前にデジタル政策課において見積書や仕様書の精査を行い、積算を行っている。

【具体的な取組】

令和8年度においても、上記の取組を実施し、引き続き適正な調達の確保に努める。

イ 共通基盤等

汎用機のダウンサイジングに伴い、これまでシステムごとに構築していた重複する機能やハード機器を統合し、効率的な機器構成となる共通基盤を構築するとともに、共通する機能（共通認証基盤、共通管理DB、共通印刷基盤等）の運用管理を行っている。

【共通基盤搭載システム】

- ・財務会計システム
- ・給与システム
- ・総務事務集中化システム
- ・文書情報システム
- ・決裁システム
- ・汎用機ダウンサイジング業務

【具体的な取組】

決裁システムの稼働から20年以上が経過し、電子決裁を推進していくにあたり求める機能改修が不可能な状況であるため、新しい決裁システムについて検討を行う。

また、共通基盤システムでサポート切れが近いサーバOSの更新、ソフトウェアの最新化等の再構築作業を行う。

ウ 庁内におけるその他のシステム間連携

県民サービスのより一層の向上を図るためには、各種台帳や窓口での相談・面談内容など既存のシステムで管理している情報と、電子申請シ

システムを活用した各種手続の情報を、一連の情報として管理・共有するなど、システム・データの連携・活用を図ることが必要である。

しかしながら、庁内のシステム連携は、各システムの認証基盤として共通基盤システムを利用するなど、限定的なものとなっており、多くのシステムが独立していることから、県民の方がワンストップで手続を完結できない。

また、職員の個人認証について、共通基盤システムを活用し、システム間で連携は行われているものの、一部の基幹システムでの利用に留まっており、様々なシステムと連携ができる職員認証基盤の構築を検討する必要がある。

令和5年度には、マイナンバーカードを利用した職員認証基盤を構築し、認証印刷、執務室等の鍵管理、閉庁日の入退庁管理で運用を開始している。今後、この職員認証基盤の活用シーンを拡大していく必要がある。

【具体的な取組】

電子申請により受け付けたデータを、既存のシステムに連携することにより、オンライン（電子申請）とオフライン（窓口）の情報連携を図る。その際は、費用対効果を考慮し、RPAによる対応や、既存システムの改修などを検討する。

また、マイナンバーカードを利用した職員認証基盤については、令和6年度から公用車管理で運用を開始した。今後、さらなる利用拡大について検討していく。

エ クラウドサービスの利用

近年急速に発展したクラウドサービスにより、従来のオンプレミス¹⁶による情報システムに比べて、構築や変更に要する期間を大幅に短縮するとともに、費用を削減しつつ高品質な情報システムを導入することが可能となっている。

また、クラウドサービスの利用による業務における様々な課題の解決が期待でき、パブリッククラウド¹⁷も含めて利用が進んでいる。

国においては、クラウドサービスの利用拡大を見据え、「地方公共団

¹⁶ オンプレミスとは、サーバやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設内に機器を設置して運用すること。

¹⁷ パブリッククラウドとは、利用機会が公開され、インターネット経由で利用されるクラウドのこと。利用規約を承諾し登録すれば、誰でも利用が可能。

体における情報セキュリティポリシー¹⁸に関するガイドライン」の改訂において、パブリッククラウドを含む外部サービス¹⁹を利用する場合のセキュリティ対策について、検討が進められ、令和3年3月から、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の運用が始まり、一定のセキュリティ要件を満たしたクラウドサービスの登録が進んでいる。

情報システムを調達する際は、メーカー等から提供されるパッケージをノンカスタマイズで活用することを原則とし、「クラウド・バイ・デフォルト原則²⁰」の下、パブリッククラウドやLGWAN-ASP²¹として提供されるクラウドサービスの活用については、必要となる情報セキュリティ対策を行ったサービスの導入を進めていく。

また、一部の情報システムは、国が標準化したシステムに移行し、国が構築する、ガバメントクラウド（Gov-Cloud）²²上で運用することが求められている。

【具体的な取組】

情報システムを調達する際は、メーカー等から提供されるパッケージをノンカスタマイズで活用することを原則とし、「クラウド・バイ・デフォルト原則」の下、パブリッククラウドやLGWAN-ASPとして提供されるクラウドサービスを検討することとし、費用負担の軽減を図る。

セキュリティ面においては、国のガイドライン改定を踏まえ、本県のセキュリティーポリシーを大幅に見直しを行い、取り扱う情報の機密性に応じてクラウドサービスの利用が可能となるよう、見直しを行い、一定の環境整備を図ることができた。

また、一つのサーバで複数のシステムを稼働させることのできる仮想化技術を活用し、庁内のシステムを複数台の物理サーバに統合するとともに、庁内システムのバックアップの仕組みを構築した高知県庁内クラウドについては、令和7年度に構築した第4次庁内クラウドへの庁内システムの移行を令和8年12月までに行う。

¹⁸ セキュリティポリシーとは、情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

¹⁹ 外部サービスとは、事業者等の庁外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供し、それによって、自組織（県庁）の情報を取り扱うもの。

²⁰ クラウド・バイ・デフォルト原則とは、情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とすることを原則とする考え方のこと。

²¹ LGWAN-ASPとは、LGWANを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供すること。

²² ガバメントクラウド（Gov-Cloud）とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。

オ 基幹システムの再構築等

(ア) 財務会計システム

財務会計システムは、最も多くの職員が業務で利用する基幹システムの1つであるが、平成4年度の稼働から30年以上が経過し、旧来の紙帳票での運用を前提としているなどシステム設計が古く、ペーパーレス（電子決裁・審査）やキャッシュレス（電子収納）への対応が困難である。

このため、県民サービスの向上、会計事務の効率化及び人為的ミスによる不適切な事務処理の防止などに向け、令和9年度の稼働に向け、財務会計システムを再構築することとしている。

【具体的な取組】

令和4年度末に策定した「高知県次期財務会計システム基本構想」に基づき、システムの再構築に向け、令和5年度から令和6年度にかけて基本設計を策定し、令和7年度以降に詳細設計、開発を進めることとしている。

再構築にあたっては、ペーパーレス化に向け、電子決裁・電子審査の機能を導入し、原則として全ての帳票の電子化を実施するとともに、キャッシュレス化に向け、電子マネー決済やバーコード又はeL-QR付納入通知書などの収納方法の拡充を図る。

また、職員の事務作業の効率化・簡素化に向け、施行伺や検査調書等のシステム化や、各業務の自動入力機能や、エラー防止機能の追加、拡充を図る。

(イ) 文書情報システム

現在の文書情報システムは、平成18年度にスクラッチ開発し、運用を開始したものであり、本県の公文書管理に最適化されるようこれまで改修を重ねてきている。

一方で、開発から17年以上が経過しており、電子決裁の推進において、システムによる一元的な公文書の電子的管理の実施に当たって、情報技術の進歩を取り込んだ改修が困難な状況も生じつつある。

これらの状況を踏まえ、将来的な公文書管理の在り方及び公文書管理を支援するシステムの機能等について検討していく必要がある。

【具体的な取組】

公文書の作成・取得、整理・保存、移管・廃棄といった公文書管理全体を原則、電子的に完結させる体制の構築を目指し、本県の電子決裁においても、国や他県が検討している公文書の電子的管理の詳細及び新しく整備する文書管理システムについての情報収集を行うとともに、効率的な電子決裁を支援するために必要な文書管理システムの機能等について調査を進める。

(ウ) 会計年度任用職員システム

現在の会計年度任用職員システムは、平成 20 年度に臨時・非常勤システムとして稼働を開始し、令和 2 年度に会計年度任用職員制度開始に伴う大規模改修を行い、その後も制度改正に伴う改修を重ねながら現在まで運用している。

しかしながら、会計年度任用職員の給与支給事務の一部はシステムで対応されておらず、また、勤務実績管理業務はシステム化されていない。このため、手作業や運用保守委託業者による修正等の対応が必要となっていることから、ペーパーレス化や、効率性・正確性、個人情報管理などの面で課題がある。

【具体的な取組】

勤務実績管理業務は、人為的ミスによる誤支給の発生要因にもなっているため、先行してシステム化を実施する。また、正職員の勤務実績管理システムは、フレームワークが古く会計年度任用職員の機能を追加することは困難であるため、新たに両者を一元的に管理するシステムの構築を検討していく。

(エ) 歴史公文書・行政資料等システム

公文書館の開館以降、取り扱う歴史公文書や集中管理公文書のデータも増大し、手検索情報更新等の作業において適切なデータ管理が難しくなっている。また、電子決裁の導入に伴い、電子公文書移管が始まることから、その利用に対応できるシステムが必要な状態となっている。

公文書館が取り扱う行政資料においても、これまで紙の冊子で提供していた公開情報の電子化が進み、県民の利便性向上のため、資料の収集・公開を行う仕組みを構築する必要がある。

【具体的な取組】

歴史公文書や行政資料の利用の機会を広く県民に提供することを目的に、これまで、公文書館が所蔵する資料の検索、公開、利用等が円滑に進むシステムの検討を行う。

3 市町村のデジタル化の推進

(1) システムの標準化・共通化（自治体クラウド含む）

各市町村の基幹業務システムの多くは、それぞれの市町村において個別に開発しカスタマイズがされてきた結果として、維持管理にかかる費用の増大や住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが困難といった課題を抱えている。

このため、国は地方自治体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）を制定し、令和7年度を目標とした地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進してきた。地方自治体の情報システムの標準化・共通化を重点取組事項として掲げ、令和7年度を目標として、基幹系の業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する方針（令和5年9月8日閣議決定）が示されたが、移行の難易度が極めて高いシステムに加え、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムが出てきており、「特定移行支援システム」として、国として積極的に支援することを明確化した（令和6年12月24日閣議決定）。

自治体からの申し出のあった移行スケジュールも踏まえて、概ね5年以内に移行することとなっている。

本県においては令和8年度末時点において、27市町村で標準準拠システムへの移行を完了している。

また、基幹業務システムの統一・標準化に併せて、既存の業務プロセスを見直し、デジタル技術等の活用を含めた業務の再構築を図る「業務改革（BPR）」が喫緊の課題となっている。

【具体的な取組】

基幹業務システムの統一・標準化にあたっては、国が示す手順書（自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書）を踏まえ、県からの情報提供、移行に向けた助言等を行い、特定移行支援システムに認定されたシステムに対し、申し出のあった移行スケジュールどおりに移行できるよう支援を行う。

支援にあたっては、令和4年度に開始した市町村DX推進アドバイザー事業により、各市町村の進捗管理や専門的な知見からのアドバイスを実施、またベンダー各社との調整を行うなどDXの推進を支援するとともに、市町村に、デジタル人材の派遣など、国の支援制度（地方創生人材支援制度等）の積極的な活用を働きかける。

さらに、基幹業務システムの統一・標準化を進めることにより、内部のシステム運用に割いていた人的資源を、住民の利便性の向上に充てるなど、住民サービスを第一に置いた取組につなげる。

BPRの取組については、令和5年度及び6年度に専門的な知見や経験・ノウハウを有する事業者に委託を行い、県内市町村のモデルとなる事例を創出した実績を他市町村へも横展開することで、県全体のBPRの推進を図る。

（2）市町村の行政手続のオンライン化

自治体DX推進計画【第2.0版】においては、令和4年度末までに、特に国民の利便性向上に資する31手続のうち、子育て・介護関係手続き26手続きを積極的かつ集中的にオンライン化を進める方針が示されていた。本県においては、ほぼすべての市町村においてマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きが可能となっているが、実際の申請件数はごくわずかの状況にとどまっている。

県が導入した電子申請システムの市町村との共同利用については、令和8年3月時点で33団体が利用中である。

市町村内の業務手続をオンライン化するためには、首長等幹部職員の理解を得ることはもとより、オンライン化を前提としたフロントヤード業務全体の改革を実施することがもとめられるなど、市役所・役場全体での取組が必要である。

【具体的な取組】

県内、全市町村のオンライン化に向け、電子申請システムの市町村との共同利用について、県内共通様式の活用など、複数の市町村にまたがって

活動する企業・団体などの申請者の利便性向上につながる取組の検討を行う。

さらに、オンライン化した手続について、ホームページや広報誌、窓口における周知を図るとともに、基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続きをデータ化することで、バックヤードの効率化集約化を進める。

また、オンライン化手続きの対象業務の拡大を図るため、職員研修などを通して市役所・役場全体の意識改革を支援する。

(3) デジタルツールの共同調達・共同利用

システムの共同調達については、スケールメリットにおける調達コストの低減に加え、個別調達が難しい小規模自治体におけるDXの推進等の効果が期待される。

令和6年6月に「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」が閣議決定され、毎年、国が共通化の対象候補を選定の上、順次共通化を進めていくこととされ、所管官庁において共通化に向けた検討が行われている。こうした国の動きを踏まえ、共通 SaaS 完成後の利用を推進する。これに加えて、既に多くの都道府県が市町村と共同調達を進めている業務システムや、RPA やビジネスチャットツールをはじめ、共通化の対象外のシステムについても、共同調達・共同利用により整備を進めることを検討する。

【具体的な取組】

利活用について、全市町村が参加している「高知県電子自治体推進協議会」の枠組みの中でワーキンググループを設置するなどにより、課題を整理していく。

令和7年度に市町村デジタル化支援人材派遣事業等を通して実施した県内全市町村のシステムの導入状況調査や、システムの共同調達と共同利用の定義やメリット、進め方などをまとめたガイドラインなどを基に、市町村の首長及び幹部職員、各業務担当課職員に対する導入事例・導入効果の普及・周知に取り組み、AIの活用をはじめ、デジタル化を促進する。

市町村職員向け説明会の場を活用するなどにより、県のデジタル化の取組、他の都道府県の市町村の導入事例、マイナンバーカードの普及・活用に関する先進事例等について適宜、情報提供及び助言を行う。

特に小規模な市町村においては、DXの取組に対応できるマンパワーが

不足していることから、実務レベルの支援を行うことができるデジタル人材を派遣し、課題の整理を含めて市町村に寄り添った自治体DXを推進していく。

県や市町村が利用するシステムの共同調達・共同利用に向けて検討を行い、小規模な市町村においてもシステム導入が進むよう支援する。

4 行政分野のデジタル人材の育成・確保

(1) 県庁におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した県民サービスの向上や業務効率化を図るためには、デジタル技術に関する専門的知識や知見を有する人材の確保とともに、様々な施策や具体的な取組にデジタル技術を組み合わせて新たな発想や企画立案ができる職員を育成していくことが重要である。

今後は特に、庁内のあらゆる分野の業務にデジタル技術を取り入れていくことが求められており、デジタル政策の主管課に限らず、全職員にデジタル技術に関する基礎的な知識が求められている。

そのため、本県ではDX推進員等を対象にBPRの手法を学ぶ研修を実施するとともに、全職員を対象に、BPRの必要性を理解したうえで生成AI、電子申請、RPAなどのデジタルツールの習熟度を高めるための研修を職員の業務都合に合わせてパソコンから受講できるオンデマンド型で開催している。

また、令和4年度から、職員の目標設定や人事考課において、デジタル技術を活用し、課題解決や政策立案、業務改善等に取り組むことが評価される仕組みを導入している。

デジタル人材の確保については、令和5年度から、社会人経験者採用試験において、デジタルの試験区分を新設するなど、IT企業等での勤務経験者の確保・活用を積極的に進めている。

外部人材の活用については、これまでも、システムの調達やセキュリティ対策といった専門性が求められる分野において、任期付職員を外部から採用するなど、デジタル人材の確保に努めており、システムの調達やデジタル化推進計画の推進などにおいて、専門的知見を有する大学教授やIT企業・コンサルタント等からの助言・協力を受けている。また、IOPや高知マリンイノベーションなど、個々のプロジェクトにおいては、専門家の知見を活かしながら、先進的な取組を進めている。

しかしながら、より全庁的に、デジタル技術を活用した創造的な取組を

生み出していくためには、これまで以上に専門家の意見を聞きやすい環境づくりが重要である。

国においては、令和5年12月に策定した「人材育成・確保基本方針策定指針」において、デジタル人材の需給が逼迫する中、急務となっているデジタル人材の育成・確保に係る留意点が示された。

指針においては、高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員といった人材像ごとに想定される役割を整理するなど、デジタル人材像の明確化が求められている。

また、高度専門人材は外部から確保し、DX推進リーダーは一般行政職員からの育成を基本とするなど、デジタル人材の育成確保に取り組むことが求められている。

なお、DX推進リーダーは、所属の業務のDX化を推進する役割であり、その育成に当たっては、OJTや育成プログラムなどの研修の実施のほか、資格取得の促進等の実施を検討することとされている。さらに、国が策定した「自治体DX全体手順書」における人材育成手法として、情報処理技術者試験等の受験を推奨することが記載されている。

こういった背景から、令和7年2月に「高知県人材育成基本方針」を改定し、高度専門人材、DX推進リーダー、一般職員に関して、趣旨、目指すべきデジタル人材像や育成・確保の方向性を新たに記載した。

令和7年度以降、それぞれの階層に応じた人材の育成の取組を進める。

【具体的な取組】

①階層毎の人材育成・確保方針の策定

高度専門人材、DX推進リーダー、一般職員のそれぞれの育成・確保の方法や目標は、以下のとおり。

・高度専門人材

県政の重要課題に関して、専門的知見を有する外部デジタル人材からの支援を受けるとともに、社会人経験者採用試験においてIT企業等での勤務経験者を確保するなど必要に応じた外部人材の活用を進める。

令和7年度からの具体的な取組としては、副知事を新たにCDO²³とし、CDOを専門的な見地から補佐するCDO補佐官を新設し、適宜助

²³ CDO (Chief Digital Officer) とは、DXを通して新しい業務プロセスや課題解決モデルを生み出すとともに、組織のデジタル変革を担う「最高デジタル責任者」のこと。

言を受けながら、デジタル技術を活用した新たな課題解決の取組の創出を図るとともに、部局長等向けのトップセミナーなどを開催することで、組織風土の改革の加速化を図る。

また、C I S O²⁴である副知事を専門的な見地から補佐するC I S O補佐官を新設し、適時助言を受けながら、より適切な情報セキュリティ対策を実施していく。

・ D X推進リーダー

一般行政職員の中から集中的にデジタルに関する知識・技術を身につけさせる職員を、各所属において1名指名して育成し、第2期デジタル化推進計画の終了年度である令和9年度末までに、500名程度を育成する。

具体的には、デジタルツール及びマインドに関するスキルの習得のための研修機会を提供するとともに、所属での業務改革の取組を実践することにより、所属でのD Xの取組をリードできる人材の育成を進める。

・ 一般職員

デジタルリテラシーを高め、導入されたデジタルツールを活用して業務を進めることができる人材を育成する。

具体的には、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）の提供しているデジタルマインド等に関するオンライン研修や、個別のデジタルツールの活用方法等を学ぶことができるオンライン研修を提供し、受講を促す。

②デジタル資格取得支援

D X推進リーダーを中心に、職員に対してI Tパスポート試験等資格取得を推奨し、合格した場合に試験の受験費用を補助する。令和8年度からは、対象資格をI Tパスポートだけでなく、基本情報処理技術者、応用情報処理技術者、情報セキュリティマネジメントに広げ、D X推進に必要なスキルを持つ人材の育成を強化する。

²⁴ CISO (Chief Information Security Officer) とは、情報システム、情報資産、情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する「最高情報セキュリティ責任者」のこと。

（２）市町村のデジタル人材の育成・確保の支援

国が示した「都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築について」においては、自治体DXを進めていくにあたり、全国的に官民間わず、デジタル人材が不足する中で、特に小規模な市町村の現場では、極めて少人数の職員のみでDXの取組全てを担うような状況にあり、こうした市町村においても着実にDXを推進するためには、個別の市町村の組織内だけでDX推進体制を構築するのではなく、都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築が重要とされている。

また、その中で、都道府県が積極的にデジタル人材の確保・育成を含めた市町村支援に取り組むことが重要であり、令和7年度中に、必要なデジタル人材をプールし、市町村の取り組みが支援できる体制の構築が求められ、段階的に充実を図ることとなっている。

【具体的な取組】

デジタル人材については、「育成」と「確保」の両輪において市町村を支援する。

特に小規模な市町村については、DXの取組に対応できるマンパワーが不足していることから、実務レベルの支援を行うことができるデジタル人材を派遣し、課題の整理を含めて市町村に寄り添った自治体DXを推進していくため、県でデジタル人材を任期付き職員（任期3年）で最大9名程度確保し（R8年度から毎年3名程度採用、R10年度以降は9名体制を維持）、高知市を除く33市町村を6ブロックに分け、各ブロックに1名以上配置しながら伴走支援を行っていく。

また、令和4年度から配置している市町村DX推進アドバイザーを引き続き配置するとともに、市町村が抱える個別の課題について県内外の専門家による助言等が受けられる仕組みを提供する。

第9 デジタル実装の基礎条件整備

1 情報通信インフラの整備

(1) 光ファイバなど高速ブロードバンドサービスの整備

光ファイバなどの情報通信インフラ²⁵は、産業振興や地域の課題解決に向けた取組に必要不可欠であり、民間主導による整備が原則であるが、採算性の問題から民間事業者による整備が期待できない地域においては、市町村が事業主体となった整備や、民間事業者に対して市町村が支援を行うことにより、未整備地域の解消に取り組んできた。

本県の大部分を占める中山間地域などの条件不利地域については、通信事業者による自主的な光ファイバの整備が見込めないことから、市町村による直接の整備や、事業者への支援が必要となる。

国においては、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定し、令和9年度末までに世帯カバー率99.9%を目指すこととしており、本県としても令和2年度の国の補正予算を活用するなど未整備地域の解消に取り組んできた結果、令和6年度末現在で、99.80%（市町村報告による希望世帯ベース）まで整備が進んできた。

一方、半数以上の市町村において、市町村が光ファイバを整備するいわゆる公設となっており、将来的な維持管理を含む安定的な運用が課題となっている。

また、残りの未整備地域については、その多くが山間部となっており、技術面やコスト面から光ファイバの整備、維持は困難となっている。

こうした中、衛星コンステレーションによる通信サービスが商用化され、我が国においても光ファイバと遜色ない価格、通信サービスを利用することができるようになっており、利用者が増えた場合の速度や安定性の観点で課題は残るものの、今後、光ファイバの補完的役割を果たす技術として期待されている。

【具体的な取組】

令和4年の電気通信事業法改正（令和4年法律第70号）によりブロードバンドサービスがユニバーサルサービス²⁶として位置づけられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保する

²⁵ 情報通信インフラとは、デジタル技術等を活用するための、光ファイバ等の情報通信基盤のこと。

²⁶ ユニバーサルサービスとは、国民生活に不可欠で、生活する地域に関係なく、日本全国で同様に提供されるべきサービスのこと。情報通信インフラとは、デジタル技術等を活用するための、光ファイバ等の情報通信基盤のこと。

ための交付金制度が創設されることとなった。さらに、令和7年通常国会において、ブロードバンドサービスについて新たに最終保障提供責務²⁷を設置し、責務を担う適格電気通信事業者がない地域ではNTTがこれを担うこととなり、将来的にはすべての地域においてブロードバンドの利用が可能となる見込みとなった。

こうした制度が地域の実情に応じたものとなるよう必要に応じて国への働きかけを行っていくとともに、公設光ファイバを有する市町村が新たな交付金制度を活用できるよう、市町村の希望に応じて民間移行に向けた支援を実施する。

また、市町村が整備したインターネット環境について、住民・企業のニーズに対応するよう高度化を行おうとする場合の財政支援を行っていくとともに、必要に応じて国への働きかけを行っていく。

光ファイバ未整備地域などにおいては、住民が高速ブロードバンドサービスを利用することができるよう、衛星通信サービスの導入に係る経費の支援を実施する。

（２）携帯不感地域の解消

国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、「令和5年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が利用可能な状態（エリア外人口0人）を実現する。」という目標値が定められている。

令和7年に携帯電話事業者1社が衛星等との直接通信を開始し、データ通信ができない地域が解消された。スマートフォンと衛星間で直接通信が可能となる技術などが急速に開発されており、主にテキストメッセージや限定的なデータ通信に対応している段階である。今後の技術進歩により、音声通話なども利用可能になることが期待されている。これらの技術については、県においても動向把握に努め、市町村に対して適宜情報共有を行っていく。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、発災後、多くの携帯電話基地局が停波し、救助・救命活動に影響を及ぼした。停波の主な原因は、①電力線の断、②伝送路の断、③基地局の損壊によるものだった。

【具体的な取組】

公設携帯基地局等の整備の推進を図るため、市町村が国補助事業によ

²⁷ サービスを提供する事業者がない地域においてサービス提供を行う責務のこと。

り整備した携帯基地局等の管理運営に係る経費等を支援していく。

また、災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、国の事業を活用し、携帯電話基地局の強靱化を推進していく。

（３）高度な通信技術の活用

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためには、5G²⁸をはじめとした、様々な情報通信インフラを活用していく必要がある。

5Gについては、令和6年度末現在における整備状況は、全国の人口カバー率が98.4%となっているものの、本県では91.9%にとどまっている状況である。また、地方の中でも人口の多い中心部に基地局が偏在している傾向にあり、中山間地域においては、5Gのサービスを十分に享受できる状態とは言いがたい。

特定のエリア内でのみ利用するローカル5Gについては、工場内でのIoT²⁹機器の管理や5Gの利活用方法を検討するための実証現場等で活用されている。

例えば、本県においては、ローカル5Gを活用した遠隔監視・制御、遠隔指導等によるゆず生産のスマート化に向けた実証に取り組む動きがみられる。5Gの普及・利用拡大のためには、その特性を活かしたキラーアプリケーションや新たなサービスの提供が必要である。

また今後は、Wi-Fi HaLow³⁰といった、特にIoTの通信システムとして様々な分野で活用が期待される新しいワイヤレス通信技術なども効果的に活用していく必要がある。

【具体的な取組】

デジタル田園都市国家インフラ整備に掲げる整備目標（都道府県別の5G人口カバー率：99%（令和12年度末））が着実に達成できるよう、携帯キャリア各社へ働きかけをおこなうとともに、条件不利地域における基地局整備に向けた支援制度の拡充などを国に求めていく。

²⁸ 5Gとは、超高速（1秒に10GBのデータ伝送能力）、多数同時接続（1km²あたり100万台が同時接続）、超低遅延（データ転送遅延が1ミリ秒程度）といった特徴を備えている第5世代移动通信システムのこと。

²⁹ IoT（Internet of Things）とは、モノのインターネットと呼ばれ、あらゆるモノがインターネットと接続・連携する仕組みのこと。

³⁰ Wi-Fi HaLowとは、920MHz帯の周波数を利用する通信手段のひとつ（IEEE標準規格802.11ah）、で、「従来のWi-Fiと比べて伝送エリアが広い」「免許不要で自営設置が可能」「画像や映像に適した、数Mbpsのスループット」という特徴を持つワイヤレス通信技術のこと。

また、将来、事業者による整備が困難な地域の解消を市町村が行おうとする場合は、支援制度について市町村の意向を踏まえて検討する。

通信技術の利活用については、地域の課題(ニーズ)を通信事業者の持つ技術やインフラ(シーズ)を結ぶ橋渡しを行うことで、地域への5GやWi-Fi HaLowなどの導入につなげていく。

2 デジタルデバイド対策の推進

行政サービスのみならず社会全体のデジタル化が進む中で、県民生活の利便性が向上し、民間事業者等の効率化に資する、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提に、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる必要がある。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)、いわゆるデジタル手続法では、国の行政機関に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイド³¹の是正を図るために必要な施策を講ずる義務が課されており、令和3年9月に同法に関連する県条例の改正を行い、デジタルデバイド対策についての規定を設けたところである。

国においては、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを活用したオンライン行政手続き等に対する助言・相談等を行う講習会を、令和3年度から5年間の計画で全国の携帯電話ショップ等で実施してきた。また、令和5年度以降は、携帯電話ショップがない市町村にも拡充を行い、デジタルデバイドの解消に向けた取組が進められている。

県では、令和4年度から、地域間、世代間のデジタルデバイド対策として、デジタル機器に不慣れな方、特に高齢者(シニア世代)に対して、身近な場所で何度でも相談ができ、スマートフォンの操作や活用方法等を教えることのできる人材を養成する「高知県スマートフォン活用サポーター養成事業」を実施し、令和5年度からは地域のあったかふれあいセンターや社会福祉協議会の職員向けに内容の充実を図っている。

このような国や県の事業、市町村独自の取組などにより、これまでに全市町村(令和8年3月)においてデジタルデバイド対策に取り組んでいる。

【具体的な取組】

³¹ デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

地域間、世代間のデジタルデバインド対策として、デジタル機器に不慣れな方、特に高齢者（シニア世代）に対して、身近な場所で何度でも相談ができ、スマートフォンの操作や活用方法等を教えることのできる人材を養成する。また、より高齢者に身近な場所において支援をうけることができるよう、社会福祉協議会やあったかふれあいセンターの職員などに重点を置いた研修等を引き続き進めていく。

3 マイナンバーカードの普及・活用の推進

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されている。マイナンバー制度の導入により、各種行政手続における添付書類削減のほか、本人や家族が受けられるサービスの情報を受け取るなど、国民の利便性向上、情報連携による行政事務の効率化などの効果が期待されている。

マイナンバーカードは、行政サービスを受ける際に個人を認証するための基盤となるものであり、国は、令和5年4月1日より概ね全ての医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援するなど、活用シーンが拡大されている。また、令和7年3月から、運転免許証としても利用できるようになっている。

本県は、令和8年2月末時点のマイナンバーカード保有枚数率は77.1%（全国第46位）となっており、他の都道府県と比較してカードの保有枚数率が低い。

また、県内においては全34市町村でマイナポータル電子申請を実施、令和8年3月時点のコンビニ交付サービス実施団体数は27団体となっている。

【具体的な取組】

住民サービスやマイナンバーカードの利便性の向上に向けて、さらなる利活用シーンの拡大を進めていく。また、コンビニ交付サービスの導入促進のほか、市町村とも連携してマイナポータルを活用した電子申請の推進などに取り組む。

さらに、マイナンバーカードの申請、交付手続や利活用シーンについて、国の取組と合わせ、各部局の広報媒体の活用や市町村との連携などにより積極的な広報を行うとともに、県としてもマイナンバーカードの

保有枚数率の低い年齢層である乳幼児や高齢者が集まる場所や、マイナンバーカードの利活用が多く見込まれる会場での出張申請受付の機会を設けるなど、マイナンバーカードの普及促進に取り組む。加えて、市町村向け説明会の場を活用するなど、マイナンバーカードの普及・活用に関する先進事例等について適宜、情報提供や助言を行う。

第 10 データ活用推進の基礎条件整備

1 情報資産等の適切な取扱い

今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化やデータ活用による業務効率の向上を図る必要がある。

また、生活や産業の分野においても、医療や交通などの分野におけるデータを活用した生活の利便性や質の向上や、一次産業に代表されるデータ基盤を活用した産業振興に取り組んでおり、少子・高齢化の進展などによる様々な地域課題の解決のためにデータの活用は不可欠である。

一方で、各種手続で入力された情報は住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報に該当するものもあることから、その取扱いは厳格に行われなければならない。

システム・データ連携に当たっては、取り扱う情報の種類が多いほど、利用者の利便性が高まると考えられるものの、必要以上に個人情報や企業の経営情報等を取り扱うことのないよう十分に留意する必要がある。

また、情報資産等³²のうち個人情報については、令和5年度から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規律が地方公共団体にも適用されることになり、個人情報保護法に基づく安全管理措置を講じなければならないことから、令和4年度末に高知県個人情報等安全管理基本方針や知事が保有する個人情報等に関する管理規程を制定し、委託業務については高知県個人情報等取扱事務委託基準を定めるとともに、新たな個人情報保護制度の職員研修の実施、地方自治法に基づく内部統制のリスク評価シートを個人情報保護法に対応して拡充する等の個人情報保護法適用への準備を行った。

令和5年度からは個人情報保護法、政令、国（個人情報保護委員会）が定めた行政機関等に係るガイドライン等に則って個人情報保護に取り組んでいる。

なお、情報セキュリティの取組については、個人情報保護の安全管理措置と重複する部分が多いことから、各所管課が連携して取り組んでいく必要がある。そのため、情報セキュリティ事案等対応チームを設置し、事案への対応体制を強化するとともに、副知事を委員長とする情報セキュリティ委員会において、事案を共有し、対策を徹底している。

³² 情報資産等とは、高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程（平成19年4月高知県訓令第10号）第2条第6号に規定する情報資産に加え、ネットワークや情報システムを用いることなく、書面等で取り扱うこととなった住民の個人情報や企業の経営情報等も含めた資産のこと。

【具体的な取組】

以下のとおり、情報資産等の適正な取扱いに向けた対策を実施する。

- ・ 行政手続において、電子申請システムで受け付け、返信機能を用いて個人情報が含まれない形で通知するといった、デジタルの機能を活用した情報資産等の漏えい防止に取り組む。
- ・ 県の担当者が添付ファイルのある電子メールを外部に送信する際には、必ず上席者が確認すること。また、電子メールを複数の相手方に送信する際には、情報資産等の漏えいを防止するための強制BCC設定を継続する。
- ・ 外部から県に対し企業情報の提供依頼があった際は、提供すべきでない経営情報が含まれていないかチェックするといった各所属における情報資産等漏えい防止に取り組む。
- ・ 各所属による保有個人情報等の取扱いに係る点検を毎年度実施する。
- ・ 漏えい等事案が発生した所属への実地監査を行う。
- ・ 「個人情報の適正な取扱いのための研修」を実施する。
- ・ 個人番号利用事務及び関係事務主管課に対しては「特定個人情報の取扱いに係る研修」を実施する。

2 ネットワークのセキュリティ

インターネットが普及し、生活や産業における重要な社会基盤として利用されている中、サイバー攻撃により個人情報が流出するなど、行政機関・民間企業を問わず大きな被害が発生しており、県民の個人情報などを取り扱う行政機関において、情報セキュリティ対策の強化は、一層、重要になっている。

国は、地方自治体の情報セキュリティに係る「三層の対策³³」の抜本的な見直しも含めた新たなセキュリティ対策のあり方を検討しており、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、最新の情報セキュリティ対策の動向であるゼロトラストセキュリティ³⁴に関連する概念や対応策が記載されている。

³³ 三層の対策とは、情報システム・ネットワークを三つの層（マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系）に分離・分割することにより、自治体の情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るために講じられたセキュリティ対策のこと。

³⁴ ゼロトラストセキュリティとは、外部ネットワークと内部ネットワークとの境界による防御には限界があり、内部ネットワーク内にも脅威が存在するという考えのもと、データや機器等の単位でのセキュリティ強化をうたった考え方のこと。

本県においては、国の示す情報セキュリティ対策を踏まえ、個人情報の流出を徹底して防止するため、平成29年6月に市内のネットワークを、①マイナンバー利用事務系ネットワーク、②LGWAN接続系ネットワーク、③インターネット接続系ネットワークに分離するなど、セキュリティ対策の強化を行った。

また、平成29年度に導入した現行セキュリティクラウドは、参加団体のインターネット接続点を集約し、監視を行うため、県と34市町村、4つの公共団体による共同運用をしている。運用期限を迎える令和3年度に更新し、令和4年度から第2次セキュリティクラウドとしての運用を開始している。

一方で、従来はセキュリティレベルを担保するため、利便性を一定程度、犠牲にしてきた側面もあったが、生成AIの利用拡大に伴うリスクの増大やランサムウェア³⁵による攻撃等が深刻化しており、今般のデジタル化においては、セキュリティと利便性の両立が求められており、ネットワークの構成についても、時代に合わせたセキュリティ対策と利便性の確保のバランスを考慮した検討が必要である。

一例としては、Web会議システムやモバイルワーク³⁶の導入に伴い、情報漏えいや、端末の紛失等の情報セキュリティリスクが高まることから、職員のセキュリティ意識の向上とともに、リスクに応じた技術的な対策が必要である。

【具体的な取組】

国の方針等を踏まえ、ネットワーク、各システム、職員の意識など、様々な視点から、適切なセキュリティ対策に取り組む。国の提示する仕様を踏まえて、高知県としてのオプションメニューの選択などを検討する。

また、情報セキュリティ上の脅威の増大に対応するため、ゼロトラストセキュリティを含め、最適なセキュリティ対策を検討する。

3 データ連携・利活用

(1) オープンデータ

国のデジタル・ガバメント実行計画において、「地方自治体は、官民デ

³⁵ ランサムウェアとは、感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産）を要求する不正プログラム。

³⁶ モバイルワークとは、テレワークのひとつであり、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なもの。

ータ活用推進基本法の趣旨やオープンデータ基本指針を踏まえて行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地域の課題解決を図ること」とされており、データの公開を積極的に推進していくことが求められている。

行政保有データを積極的に公開することにより、行政の透明性・信頼性の向上や民間による様々なサービスに活用されるなど、地域の課題解決や産業振興につながることを期待されている。

データの利活用が活発化している中、個人情報保護に関しては、法制上の不均衡や不整合があり、データ利活用の支障となっている状況を踏まえ、政府は、地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、「全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正」や「全国一元の監督による国際的制度調和の確保による我が国の成長戦略への整合」を図る目的から、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法の改正が行われた。（令和3年法律第37号。）

本県では、行政の透明性・信頼性の向上、経済の活性化や行政事務の効率化などを図るため、平成28年1月にオープンデータの公開を開始し、現在、県ホームページにおいて7分野、120件のデータを公開している。また、県内市町村では、34市町村において公開されている。

【具体的な取組】

民間企業等によるオープンデータを活用した新たなサービスの開始につなげていくため、企業等が必要とするデータなどの利用者のニーズを的確に把握するとともに、国が公開を推奨しているデータ（自治体標準オープンデータセット）の公開に取り組む。

また、県の取組の拡大と併せて、市町村の取組を促進する。

（2）データ連携基盤

国は、デジタル田園都市国家総合戦略において、国・地方公共団体間、地方公共団体・準公共サービス事業者・企業間などのサービス利活用を促進するために、データ連携基盤の構築を進めていくこととしている。

県では、農業分野のデータ連携基盤である「SAWACHI」の運用を開始し、ハウス内の環境データをはじめ、様々なデータを営農に活用している。

県内で統一したデータ連携基盤を構築することで、単独の市町村で構

築する場合と比べ、データの蓄積やコストの縮減などの利点がある一方、構築の検討にあたっては、どのような分野で活用するのか、またシステムをどのような仕様にするのかなどの検討が必要である。

そのため、県及び市町村において、データ連携基盤の必要性が生じた場合には、下記の考慮事項を勘案して、必要に応じて新規構築または他都道府県との共同利用について所要の対応を行う。

【データ連携基盤の状況及び考慮事項】

県において SAWACHI を構築している。なお、他分野等との共同利用は想定されていない。

令和6年度末時点において、県内市町村で構築されているデータ連携基盤はない。

県下34自治体のうち、導入（共同利用を含む）を具体的に検討しているのは1自治体、将来的に検討しているのは5自治体に留まっている。そのため、市町村の機運を醸成していくことが必要と考えられる。

【具体的な取組】

県民の暮らしや仕事の利便性向上や、産業の高付加価値化に向け、観光、交通、防災、医療など、多様な分野にまたがるデータ連携基盤の構築について、市町村も参加する勉強会を開催し、他県の先進事例の紹介や、データ連携基盤のあり方などについて検討を進めていく。

第 11 推進体制

本計画は、あらゆる分野のデジタル化に取り組むことにより、「デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会」を目指すものであり、行政の施策全体に関わる取組であるため、全庁一丸となって取組を推進していくことが必要である。

また、技術進歩のスピードが速いデジタル技術の活用に当たっては、状況の変化に対して素早く対応しながら進めていくことが鍵となる。

そのため、知事を本部長とする「高知県デジタル化推進本部」において、本計画に基づく取組を推進するとともに、進捗管理や課題事項の検討・調整などを行う。

なお、各計画等においてデジタル化の取組を新たな柱として位置付けを明確にするとともに、その内容を本計画にも盛り込み、各本部会議で進捗を管理し、デジタル化の取組に関することは、当推進本部においてもフォローアップを実施する。

今後、個別の課題に対しては、必要に応じて関係機関によるワーキンググループを設置して検討を行うなど、推進本部と連携して取り組むものとする。

第 12 計画の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「都道府県官民データ活用推進計画」及び令和 6 年 5 月 10 日付け事務連絡「データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について」において都道府県に策定依頼があった「共同利用ビジョン」として位置付けるものである。

＜参考＞官民データ活用推進基本法第 9 条（抜粋）

第 9 条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの推進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

＜参考＞データ連携基盤に関する状況把握及び「共同利用ビジョン」の策定について（抜粋）

都道府県は、すでにデータ連携基盤を構築済みの市区町村など、関

係する市区町村とよく協議の上、データ連携基盤の有効活用／複数団体による共同利用や将来的な整理統合も含めた中長期的なビジョンを下記のとおり策定し、HP等で公表いただきたい。

また、本計画は、元気な未来創造戦略、中山間地域再興ビジョン、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、教育大綱及び教育振興基本計画、南海トラフ地震対策行動計画、脱炭素社会推進アクションプランなどに基づく取組を、デジタル化の観点で横断的に取りまとめたものである。

第2期デジタル化推進計画（KPI）の進捗状況

指標	進捗状況の基準	
S	数値目標の達成率	110%以上
A	数値目標の達成率	100%以上110%未満
B	数値目標の達成率	85%以上100%未満
C	数値目標の達成率	70%以上85%未満
D	数値目標の達成率	70%未満
-	達成度の判断が困難なもの	

生活のDX

1 あらゆる世代の健康や学びの向上

(1) 健康・福祉・子育て

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標（KPI）	現状値	R7目標値	R9目標
1	【健康】 健康パスポートアプリ	健康パスポートアプリを活用した健康づくりの促進を図る。	○				1日1回以上健康パスポートアプリを利用している人数（月平均人数）	18,731人 (R7.11)	18,000人	20,000人
2	【健康】 フレイル予防の推進	フレイルのリスクがある高齢者を早期発見・介入し、予防することで、要介護状態となることを防ぐ	○				新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.8 (R6)	83.2	83.5歳
3	【健康】 オンライン診療の推進	へき地等の集会施設及び診療所の活用を含めたオンライン診療体制の構築	○				オンライン診療の年間実施件数	744件 (R6)	2,400件	4,000件
4	【健康】 オンライン診療の推進	へき地等の集会施設及び診療所の活用を含めたオンライン診療体制の構築	○				へき地等の集会施設及び診療所の活用を含めたオンライン診療体制が構築されている市町村数	13市町村 (R8.2)	23市町村	34市町村
5	【健康】 ICTを活用した医療・介護情報ネットワークの整備	国の標準型電子カルテの普及にかかるとの取組や国EHRとの接続に合わせた医療機関への加入促進を図る。	○				EHRへの加入病院割合	55.1% (R7.8)	57.70%	90.0% ※高知あんしんネット、はたまるねっと、高知家@ライン、国のEHR
6	【健康】 オンライン服薬支援体制の整備	在宅患者や高齢者施設等入所者に対するオンラインを活用した服薬支援体制の構築。	○				オンライン服薬指導を実施した薬局数と年間実施件数	39薬局 769件 (R7)	105薬局 2,100件	200薬局 4,000件
7	【福祉】 デジタル化導入支援事業	福祉・介護事業所に対するICT機器等の導入経費の補助及び個別相談会等の実施により、福祉・介護事業所のデジタル化を支援する。	○				介護事業所のICT導入率（累計）	51.7% (R7.12末)	52.7%	60.0%
8	【子育て】 出会いの機会の創出	イベント参加者を対象に、マッチングシステムをおためし利用出来るようにする機能を追加する。	○				マッチング率（交際成立件数/交際申し込み数）	7.0%（累計） (R7.12末)	8.2%	8.7%
9	【子育て】 子育て応援アプリ	子育て応援アプリを創設し、子育て応援の店の利用に合わせたポイント付与やキャンペーン等の実施による子育て支援サービスの利用促進を図る。	○				子育て応援アプリダウンロード件数	42,417件 (R7.12末)	44,000件	50,000件

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標（KPI）	現状値	R7目標	R9目標
10	【教育】 デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実（義務教育段階）	1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用しながら、問題解決に主眼を置いた授業改善と授業と、授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業外学習の充実を図る。	○				PC・タブレットなどのICT機器を、授業で「ほぼ毎日」及び「週3回以上」活用している小・中学校の割合	小学校：99.3% 中学校：100% (R7.7)	97%以上	100%
11			○				「児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を毎日持ち帰っている」と回答した小・中学校の割合	小学校：57.5% 中学校：70.3% (R7.7)	55%以上	50%以上 かつ全国平均以上
12	【教育】 学習支援プラットフォームの活用促進	学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用を促進し、スタディログダッシュボードやきもちメモーター等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまずきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。	○				「『高知家まなびばこ』の機能により、児童生徒の状況を把握して指導に生かしている」と回答した教員の割合	66.8% (R7.9)	70%	100%
13	【教育】 デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実（高等学校段階）	1人1台タブレット端末やデジタルツールを活用し、生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていく。また、デジタルツールを活用した授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を行うことで授業外学習時間の充実を図る。	○				県立高等学校において、週3回以上ICTを活用した授業外学習に取り組んだ生徒の割合	33.3% (R8.3)	前年度より増加 (R7.3：35.5%)	50%以上
14	【教育】 遠隔教育推進事業	遠隔教育システムを活用し、遠隔授業配信センターから、全ての小規模高校に対して難関大学への進学等の生徒のニーズに応じた授業や補習等を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図る。	○				遠隔授業・補習等受講生徒の進路実現率	93.3% (R7.3)	100%	100%
15	【教育】 多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（不登校支援推進プロジェクト事業）	不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルームや市町村教育支援センター等、児童生徒が安心して過ごせる場やICTを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進する。	○				推進モデル地域の教育支援センターに通所する児童生徒のうち、ICTを活用した支援を受けている児童生徒の割合	71.9% (R7.12)	82%	85%以上
16	【教育】 ICT・デジタル環境の整備、校務DXの推進	1人1台タブレット端末の計画的な更新や各種システムの活用促進・導入により、学校のICT・デジタル環境の整備や校務の推進を図る。	○				「ICTツールの導入により、校務の効率化が進んでいる」と回答した教職員の割合	89% (R7.9)	70%	90%以上
17	【教育】 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）	文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」採択校において、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な学び、探究的な学びを強化するために必要な環境を整備し、デジタル等の成長分野の担い手を育成する。	○				DXハイスクール運用カルテにおいて、毎年度の目標がB評価以上の学校の割合	100% (R8.3)	100%	100%

(3) 文化芸術・スポーツ

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標（KPI）	現状値	R7目標	R9目標
18	【文化芸術・スポーツ】 博物館資料のデジタル化	県立文化施設が所蔵する資料のデータベース化・デジタルアーカイブ化を推進する。	○				主な収蔵資料のデジタル画像やデータをインターネットで閲覧できる県立文化施設の数	6施設	6施設	6施設
19	【文化芸術・スポーツ】 地域の歴史資料のデジタル化	県史編さんを通じて確認された歴史資料のデジタル化を推進する。	○				県史編さん事業においてデジタル記録された資料群の数	72件 (R7年度末見込)	36	56件
20	【文化芸術・スポーツ】 伝統的な祭り・民俗芸能のデジタルアーカイブ化	継続が困難になっている伝統芸能をデジタル映像で記録し、WEB上で公開することで、その価値を広く周知するとともに、伝承・再興の足がかりとする。	○				伝統的な祭り行事や民俗芸能のデジタル記録された件数	6件 (R8.1月末)	21件	44件
21	【文化芸術・スポーツ】 オンラインによる文化人材の育成	文化芸術を地域振興等に繋ぐことができる人材の育成を目的に開催する「文化人材育成プログラム」をオンラインで配信することにより、受講者数の増加を図る。	○				オンラインによる文化人材育成プログラムの受講者数	303 (R7.12月末)	350	-
22	【文化芸術・スポーツ】 スポーツ活動のリモートによる取組の推進	地理的ハンディキャップがある地域においても効果的にスポーツ活動を行うことができるよう、リモートによる取組を推進する。	○				リモートによる活動への参加者数	13,627人 (R8.1月末)	9,562人	10,840人

2 住み続けられる中山間地域の実現

(1) 中山間地域の課題解決

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
23	【中山間振興】 中山間地域デジタル化支援事業 生活用品確保等支援事業	離島や山間部等の条件不利地域でのデジタル技術を活用して解決を図る実証事業に要する経費を補助する。また、生活用品を確保するためのデジタル技術を活用した仕組みづくりにかかる設備等の整備に要する経費を補助する。	○				ドローンによる生活用品等の配送サービスやスマートロッカー等を活用した買い物サービス等の実用化 (累計)	1村 (R7.12) ※R7未見込み 1村	4市町村 (R4~R7)	10市町村
24	【中山間振興】 生活用水確保支援事業	給水施設の維持管理負担の軽減のためのデジタル化に要する経費を補助する。	○				デジタル技術を給水施設に活用している地区数 (累計)	9地区 (R7.12) ※R7未見込 9地区	9地区 (R4~R7)	16地区
25	【中山間振興】 鳥獣害対策クラウド導入事業	効果的な被害対策を実施するために、鳥獣の生息状況や被害情報を一元管理するクラウドを導入、活用する。	○				情報を活用した対策計画を策定した市町村数 (累計)	0	-	9
26	【中山間振興】 公共交通のデジタル化促進	公共交通のデジタル化の取組を促進し、運行効率化や省力化に繋げる。	○				市町村営交通等でデジタル化に取り組む市町村数	82.3% (28/34市町村) (R8.1)	28市町村	100% (34/34市町村)
27	【中山間振興】 デジタル技術の活用による公共交通の利便性向上 (高知県版MaaS)	県内全ての定時定路線のバスについて、グーグルマップで位置情報や運休情報が確認できるようになり、利用者の利便性が向上するように支援する。	○				GTFS静的データの整備 (累計)	【静的】 10事業者 23市町村	【静的】 10事業者 27市町村	10事業者、27市町村
28			○				GTFS動的データの整備 (累計)	【動的】 6事業者 5市町 (R7.12)	【動的】 7事業者 15市町村	10事業者、27市町村

(2) 防災

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
29	【南海トラフ地震対策】 高知県防災アプリ	的確な情報発信により、県民の適切な避難行動を促すため、「高知県防災アプリ」の普及促進を行う。	○				インストール数 (利用者数) (累計)	102,389 (R8.2)	87,000	120,000
30	【南海トラフ地震対策】 緊急物資搬送用ドローン運航管理システム構築	孤立地域の発生時に緊急物資を搬送するためのドローン及び運航管理システムを整備する。	○				危機管理部において、二等無人航空機操縦士取得者を常時、8名確保	11 (R8.2)	8	8人

産業のDX

1 データ駆動型1次産業への転換

(1) 第一次産業

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
31	【農業】 新規就農総合対策事業（農業人材育成強化事業委託料等）	経営および農業技術面で自立した新規就農者等を早期に育成するため、経営感覚及びハウスの環境制御技術の体得を目的として開発したシミュレーション学習システムを実際の研修現場で活用し、トライ&エラーを繰り返す能動的な学習法を研修カリキュラムに組み込むことで、学習効果の向上を図る。		○			シミュレーション学習システムを活用した生徒数（年間）	35人 (R8.1末)	90人	90人
32	【農業】 スマート農業推進事業	労働生産性や単収の向上、高品質化等を図るため、生産現場へのスマート農業技術の普及拡大を推進する。		○			「スマート農業」の実装面積（ショウガのドローン防除面積）（年間）	100.5ha	91ha (年間)	150ha
33	【農業】 IoPプロジェクトの推進	「IoPクラウド」の本格運用を開始し、IT端末に不慣れな生産者への導入支援等によりユーザーの拡大を図る。また、「IoPクラウド」を活用した新サービスの創出実証に取り組む。		○			IoPクラウドSAWACHI利用農家数	1,745戸 (R7.12)	3,000戸	4000戸
34	【農業】 データ駆動型農業による営農支援の強化	データ駆動型農業の推進のため、指導体制の強化とデータ収集の拡大を支援する。		○			データ駆動型農業による営農支援者数（累計）	2,466戸 (R7.12)	3,000人	4,000戸
35	【農業】 園芸用ハウス等リノベーション事業	園芸産地における生産力強化とデータ駆動型農業の推進を図るため、既存ハウスの高度化や、環境制御技術の導入を支援する。		○			IoPクラウド利用農家数（環境・画像データ）（累計）	931戸 (R7.12)	2,000戸	4,000戸
36	【農業】 県産農産物等のWeb販売サイトの運営支援	高知県6次産業化・直販外商推進協議会のWeb販売サイトで、販売促進活動を実施し、販売拡大につなげる。		○			Web販売サイトの販売額（年間）	35,552千円 (R7.12末)	50,000千円	50,000千円
37	【農業】 次世代こうち新畜産システム（IoTの活用）推進事業	IoT機器による発情検知やクラウド活用による雌牛情報の共有化を図る。		○			発情発見装置の導入農家率（累計）	73%	73%	75%
38	【林業】 森林クラウドの活用	森林クラウドでのデジタル情報の活用やスマート林業の推進に必要な人材の育成を支援する。		○			森林クラウド利用者数（年度末現在）	61事業体 (R7.12)	60事業体	75事業体
39	【水産業】 高知マリンイノベーションの推進	効率的な漁業生産体制への転換につなげるため、情報発信システム「NABRAS」の操業効率化につながる機能向上や情報の充実、経営安定に資する利益シミュレーションツールの普及及び機能強化、市場業務の効率化を目指す産地市場のスマート化等を実施する。		○			利益シミュレーションツールの運用経営体（累計）	21経営体 (R7.12)	24経営体	24経営体
40				○			市場のスマート化が完了した地域（累計）	0地域 (R7.12)	1地域	3地域
41				○			NABRAS利用漁業者数（年間）	340人	560人	711人

2 地場産業のさらなるデジタル化

(1) 商工・観光等

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
42	【商工業】 高知デジタルカレッジにおける人材育成	企業のデジタル化に必要な知識やスキルを習得する場を創出するとともに、ITコンテンツ産業の担い手となる人材を育成する。		○			高知デジタルカレッジにおける人材育成者数（R6年度～R9年度）	累計337人 (R6～R7)	累計200人	累計550人 (R6～R9)
43	【商工業】 中小企業等のデジタル化促進	県内中小企業のデジタル化の取り組みを促進し、生産性向上や付加価値の高い製品やサービスの創出につなげる。		○			商工会・商工会議所におけるデジタル化に関する指導・相談件数（年間）	746件 (R8.1)	720件	960件
44				○			DX認定企業数（累計）	14社 (R4～R7)	14社	24社 (R4～9)
45				○			産業振興センターが支援するデジタル化計画の策定数（累計）	165件 (R3～R8.1)	150件	210件
46				○			アドバイザー及び公設試の支援による生産性向上の成果件数（累計）	26件 (R6～R8.2)	11件	44件 (R6～9)
47	女性デジタル人材育成事業	所得向上や時間・場所に制限されない働き方につなげるためのデジタルスキルの習得、県内外の企業とのマッチングを支援		○			女性デジタル人材育成事業による新規就労者数	20人 (R6)	累計60人	累計120人 (R6～R9)
48	【食品】 食品加工高度化支援事業	製造現場の課題に対応するため、デジタル技術を活用した生産性向上を支援する。		○			県の支援による製造現場のデジタル化支援件数（年間）	9件 (R8.2)	年6件	年6件
49	【中山間振興】 UITターン情報の発信	本県に関心のある新たな層の掘り起こしのため、デジタルマーケティングを活用した情報発信による移住希望者との接触機会の拡大を図る。		○			新規相談者数（年間）	5,656人 (R8.1)	5,190人	5,560人
50	【観光】 デジタルデータ活用事業委託料	観光客動向データの活用及びコーディネーター・専門家の支援による検証や実証を通じた、広域観光組織の人材育成を行うとともに、広域内の周遊促進・滞在延長を図る。		○			広域観光組織によるデータ分析を活用した取組（累計）	24 (R8.2)	28	40

(2) 建設

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
51	【土木・建設】 ICT技術による建設現場の生産性向上	ICT技術を活用し建設現場の生産性の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、若年層に対して建設業の魅力やPRすることで、建設業界への入職を促進		○			ICT活用工事の等級別経験企業数（H29～R7累計）	A:26社、B:137社、C:27社 (R7.11)	A:25社、B:125社、C:21社	A:26社、B:150社、C:35社
52	【土木・建設】 新技術を活用できる人材育成	若者や女性がデジタル技術を活用し活躍できる建設業の推進する。		○			建設現場の生産性向上や若者・女性の活躍につながる新技術研修の受講者数（累計）	延べ225人 (R7.12)	延べ260人	延べ520人

53	【土木・建設】 河川航空レーザ測深委託業務	航空レーザを活用し、立体的に堤防や河道の状況を記録した河川カルテの作成を行う。		○			航空レーザを活用した河川カルテ作成数（累計）	9河川 (R7.12)	13河川	23河川
54	【土木・建設】 新技術を用いたインフラ施設の維持管理	新技術を用いて日常巡視や点検の効率化・高度化・自動化を目指す。		○			新技術（ドローンなど）を利用した構造物点検数（橋梁数）（累計）	63橋 (R7.12)	70橋	126橋

3 デジタルイノベーションによる新産業の創出

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標（KPI）	現状値	R7目標	R9目標
55	【新産業】 イノベーション・新事業の創出	本県を事業フィールドとして新事業の展開を希望する全国のスタートアップ企業等呼び込み、事業化に向けた取組をサポートすることで、県内での新事業創出につなげる「ローカルイノベーションプラットフォーム」の取組を実施する。		○			プロジェクト立ち上げ件数	1件 (R8.2)	4件	14件 (累計)
56	【新産業】 ヘルスケアイノベーションプロジェクトの推進	産学官金が連携して、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化を伴走支援することで、着実な事業化と県内への拠点設置につなげる。		○			支援対象県外企業の県内への拠点の設置件数	4件 (R7.12)	4件 (累計)	10件 (累計)

行政のDX

1 県民との接点のさらなるデジタル化

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
57	電子申請の活用	電子申請システムの市町村との共同利用を促進し、県全体のオンライン化を進めるとともに、利用率向上を図る。			○		年間30件以上の手続における電子申請利用率 (年間)	41.2% (R7.9)	40%	50%
58	電子契約の活用	契約事務の効率化及び費用削減等を図るため、電子契約の利用拡大を推進する。			○		電子契約利用件数 (年間)	5054 (R8.2)	7000件	8,000件
59	県民サービスへのAIの活用	対象業務の拡大とともに、導入済みの業務についても、回答率向上に向け、内容の充実を図る。			○		AI-FAQを活用した業務数 (累計)	73 (R8.3)	80	100

2 職員の働き方改革の推進

(1) 場所や紙にとらわれない働き方の推進

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
60	電子決裁の推進	テレワークの普及、公文書の紛失や誤廃棄のリスク低減、文書保管場所の省スペース化、コスト削減、環境への配慮等の観点から電子決裁の利用拡大を図る。			○		文書情報システムによる起案文書の電子決裁率 (年間)	91.1% (R7.12月末)	90%	100%
61					○		会計事務の電子決裁率 (財務会計システム分)	-	-	100%
62	ネットワークの無線化	庁内において、どこでもペーパーレスで業務を行うことができるよう、庁内ネットワークの無線化を図る。			○		無線ネットワークの利用が可能な所属数 (累計)	103 (R8.3)	100	100
63	多様な働き方の実現に向けた環境整備	庁舎内においても、職員の座席を固定せず、自由に働く場所を選択できるフリーアドレス・グループアドレス制を採用し、職員間のコミュニケーションの活性化を図る。			○		フリーアドレスの対象所属数 (累計)	10 (R8.3)	9	15

(2) 抜本的な業務の再構築

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
64	AI-OCRシステムの活用	手書きの申請書類等のデータ入力作業を自動化するAI-OCRを活用する。			○		利用業務数 (年間)	18 (R8.3)	20	20
65	RPAの活用	データ入力や転記作業など、パソコン上で大量かつ反復して行われる業務の効率化や自動化を行うRPAを活用する。			○		利用業務数 (年間)	167 (R8.3)	160	220
66	ローコード・ノーコードツールの活用	職員自らが業務に合わせてアプリを安価に素早く開発できるノーコードツール「kintone」を活用する。			○		利用業務数 (年間)	23 (R8.3)	20	40

3 市町村のデジタル化の推進

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
67	システムの標準化・共通化	県内の市町村において、情報システムの標準化・共通化を促進するとともに、国が打ち出している標準システムへの移行を進める。			○		ガバメントクラウド移行対応市町村数 (累計)	27 (R8.3)	34	34
68	市町村の行政手続のオンライン化	県内の市町村において、27手続 (子育て、介護、罹災証明) がオンライン化やマイナポータルを活用したオンライン化を進める。			○		27手続のオンライン化対応市町村数 (累計)	34 (R8.3)	34	34
69					○		マイナポータルを活用した電子申請実施団体数 (累計)	34 (R8.3)	34	34
70	デジタルツールの共同利用	データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体によるデジタルツールの共同利用を進める。			○		共同利用の参加市町村数 (累計)	33 (R8.3)	34	34

4 行政分野のデジタル人材の育成・確保

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
71	県庁におけるデジタル人材の育成・確保	職員を庁内のあらゆる分野の業務にデジタル技術を取り入れていくため、デジタル技術に関する基礎的な知識を持つ職員を育成していく。			○		ITパスポート試験等の資格取得職員数 (累計)	117名 (R8.1)	100名	200名
72					○		デジタル化の取組をリードする職員を対象とした実践型研修受講者数	164名 (R8.3)	150名	200名

デジタル実装の基礎条件整備

1 情報通信インフラの整備

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
73	光ファイバ等の整備	光ファイバの未整備地域の解消を行う。				○	居住地における光ファイバ等整備率 (希望世帯ベース)	99.80% (R8.2)	99.82%	100%

2 デジタルデバイド対策の推進

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
74	デジタルデバイドの解消	全ての県民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、デジタル機器に不慣れな高齢者等へのきめ細かなサポートを行い、デジタルデバイドの解消を図る。				○	デジタル活用支援事業の実施市町村数 (全国展開型)	13団体 (R8.3)	13団体	13団体
75						○	スマサボ養成事業等の実施市町村数	21団体 (R8.3)	21団体	21団体

3 マイナンバーカードの普及・活用の推進

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
76	マイナンバーカードの普及及び活用	カードの申請、交付手続や利活用シーンの積極的な広報を行うとともに、カードの普及促進に取り組む。				○	マイナンバーカードの普及率 (累計)	76.5% (R7.12)	100%	100%

データ活用推進の基礎条件整備

No	名称	内容	生活	産業	行政	基礎条件	目標指標 (KPI)	現状値	R7目標	R9目標
77	オープンデータ	行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地域の課題解決を図る。				○	県庁におけるオープンデータの公開データセット数 (累計)	590 (R8.3)	350	500
78		県のオープンデータの取り組みの拡大と併せて、市町村の取り組みの促進を行う。				○	オープンデータに取り組む市町村数 (累計)	34団体 (R8.3)	34団体	34団体